

第7章 各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策

第1節 政府の総合的な取組

1 環境保全経費

各府省の予算のうち、環境保全に係る予算については、環境保全に係る施策が政府全体として効率的、効果的に展開されるよう、環境省において見積り方針の調整を行い環境保全経費として

取りまとめました。平成20年度予算における環境保全経費の総額は、2兆2,141億円となっています。府省別の環境保全経費は表7-1-1、事項別の環境保全経費は表7-1-2のとおりです。

表7-1-1 府省別環境保全経費一覧

(単位：百万円)

	19年度 予算額	20年度 予算額	比較増△減
内閣府	44,828	52,607	7,799
総務省	662	946	284
法務省	151	465	314
外務省	6,706	6,222	△ 484
財務省	5	430	398
文部科学省	62,130	91,167	29,037
厚生労働省	3,603	4,358	755
農林水産省	381,857	380,875	△ 982
経済産業省	183,924	319,330	135,406
国土交通省	1,126,654	1,069,547	△57,107
環境省	221,509	223,968	2,459
防衛省	62,705	64,162	1,257
合計	2,094,935	2,214,079	119,144

- 注1：表中における計数には特別会計が含まれている。
 2：実施計画により配分される経費であって概算決定時に配分が決定しない経費は除いてある。
 3：平成19年度予算額に原子力発電所立地促進等に係る経費を含めた場合と比較すると、比較増△減は文部科学省(87,880百万円)で3,287百万円増、経済産業省(302,381百万円)で16,949百万円増、平成20年度予算案に同経費を含めない場合と比較すると、比較増△減は文部科学省(65,075百万円)で2,945百万円増、経済産業省(194,271百万円)で10,347百万円増。
 4：単位未満は四捨五入してあるので、合計と端数において一致しない場合がある。

資料：環境省

表7-1-2 事項別環境保全経費一覧

(単位：百万円)

	19年度 予算額	20年度 予算額	比較増△減
地球環境の保全	491,158	659,658	168,500
大気環境の保全	279,711	282,118	2,407
水環境、土壌環境、地盤環境の保全	819,504	786,757	△ 32,747
廃棄物・リサイクル対策	132,112	120,621	△ 11,491
化学物質対策	9,819	9,174	△ 645
自然環境の保全と自然とのふれあい推進	285,056	279,602	△ 5,454
各種施策の基盤となる施策等	77,575	76,149	△ 1,426
合計	2,094,935	2,214,079	119,144

- 注1：表中における計数には特別会計が含まれている。
 2：実施計画により配分される経費であって概算決定時に配分が決定しない経費は除いてある。
 3：地球環境の保全について、平成19年度予算額に原子力発電所立地促進等に係る経費を含めた場合(635,366百万円)と比較すると比較増△減は24,294百万円増、平成20年度予算案に同経費を含めない場合(508,508百万円)と比較すると比較増△減は17,350百万円増。
 4：単位未満は四捨五入してあるので、合計と端数において一致しない場合がある。

資料：環境省

2 政府の対策

(1) 21世紀環境立国戦略

平成19年2月に、中央環境審議会に「21世紀環境立国戦略特別部会」を設置し、10回にわたる審議を経て、同年5月、「21世紀環境立国戦略の策定に向けた提言」を取りまとめました。これを踏まえ、同年6月1日に、「持続可能な社会の

『日本モデル』の構築」のため、今後1、2年で重点的に着手すべき8つの戦略を定めた「21世紀環境立国戦略」が閣議決定されました。また、同年9月、平成20年1月には、「21世紀環境立国戦略」の着実な実施に向けて、関係省庁の取組をフォローアップしました。

(2) 環境基本計画の進ちょく状況の点検

中央環境審議会は、環境基本計画に基づく施策の進ちょく状況等を点検し、政府に報告しています。平成19年に行われた第三次環境基本計画の第1回目の点検は、環境基本計画の10の重点分野のうち、「都市における良好な大気環境の確保に関する取組」、「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」、「市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」、「長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備」、「国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進」の5分野を重点点検分野として実施されました。その結果は、19年11月に中央環境審議会会長から環境大臣に報告され、その後環境大臣が閣議で報告しました。

(http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/check/01/index.html)

(3) 環境政策の超長期ビジョンの検討

50年といった長期間の環境政策のビジョンの策定に向けて、有識者による超長期ビジョン検討会等を開催し、2050年における望ましい我が国の環境像・社会像及びその道筋を検討しました。

(4) 環境政策における予防的な取組方法の考え方に関する検討

環境影響の発生の仕組みや影響の程度などについて科学的な不確実性が存在する場合における政

策決定の方法としての予防的な取組方法の考え方については、第三次環境基本計画に盛り込むとともに、国際的な議論の動向の把握等を進めています。

(5) 適正な国土利用の推進

国土利用計画は、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを国土利用の基本理念とし、全国計画とこれを踏まえた都道府県計画及び市町村計画により、総合的かつ計画的な国土の利用を図っています。

第四次全国計画については、平成19年12月に、国土審議会計画部会におけるこれまでの検討結果が同審議会に報告され、国土利用の基本方針として、「持続可能な国土管理」の考え方が示されました。その後、同報告を踏まえて、計画の案を作成し、国土審議会へ諮るなどの策定作業を進めました。また、国土の利用状況や見通しについて調査を行うとともに、市町村計画の活用方策について事例の収集整理・分析や、全国計画の効率的な推進方策、所有者等以外の国民も広く国土の管理に関わる手法、エコロジカル・ネットワークの形成を通じた自然の保全・再生の推進方策について検討を行いました。

さらに、全国計画及び都道府県計画を基本として策定される土地利用基本計画に即して、公害の防止、自然環境の保全等に配慮しつつ、適正かつ合理的な土地利用の実現を図りました。

第2節 環境影響評価等

1 戦略的環境アセスメントの導入

環境保全上の支障を未然に防止するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第19条は、国は環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定・実施に当たっては、環境保全について配慮しなければならないものと規定しています。このため、個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることとなる計画（上位計画）や政策における環境配慮の具体的な在り方について検討を進めました。

個別の事業の計画・実施に枠組みを与える計画（上位計画）及び施策の策定・実施に環境配慮を組み込むための戦略的環境アセスメントについて

は、EUによる計画案の環境評価に関する指令に基づき、多くのEU加盟国で制度化されるなど、諸外国においては制度化が進展しています。

第3次環境基本計画に基づき、学識経験者による戦略的環境アセスメント総合研究会において、平成19年3月に取りまとめられた戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（上位計画のうち位置・規模等の検討段階のものについて、事業に先立つ早い段階で、著しい環境影響を把握し、複数案の環境的側面の比較評価及び環境配慮事項の整理を行い、計画の検討に反映させることにより、

事業の実施による重大な環境影響の回避又は低減を図るための共通的な手続・評価方法等を示したもの) の情報提供を行いました。

道路、河川、空港、港湾等の公共事業について

も、その計画プロセスにおける情報公開や市民参加のガイドライン等が提示されるなど、関連する取組が進展しています。

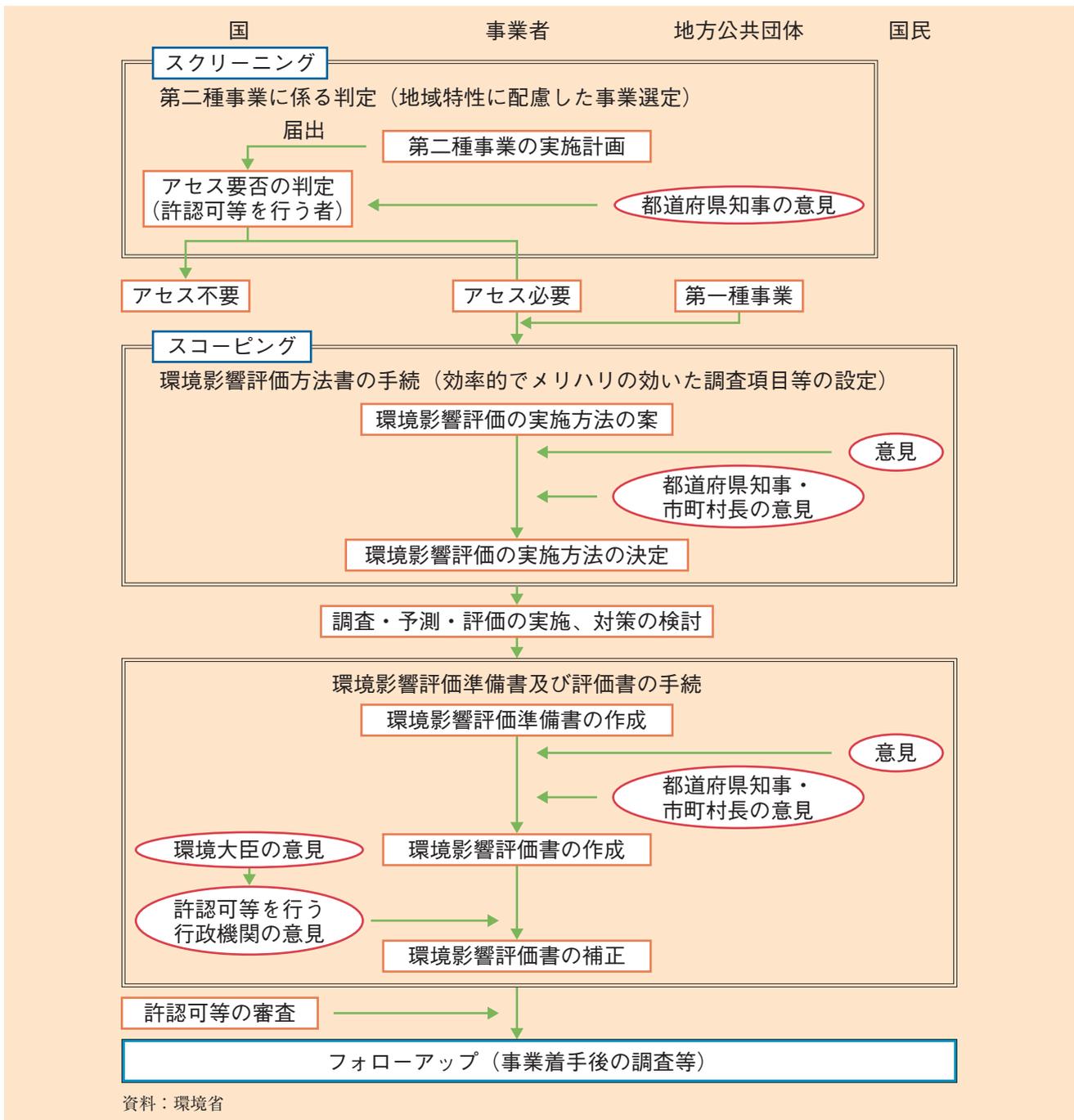
2 環境影響評価の実施

(1) 環境影響評価法に基づく環境影響評価

環境影響評価法（平成9年法律第81号）は、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立・干拓、

土地地区画整理事業等の開発事業のうち、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価の手続の実施を

図7-2-1 環境影響評価法の手続の流れ



資料：環境省

義務付けています（図7-2-1）。同法に基づき、平成20年3月末までに計177件の事業について手続が実施されており、そのうち、19年度においては、新たに8件の手続が開始され、また、12件の手続が完了し環境配慮の徹底が図られました（表7-2-1）。

(2) 環境影響評価の適切な運用への取組

環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための検討を行うとともに、環境影響評価における住民等の意見の収集を効果的かつ効率的に行う手法の検討を行いました。また、平成18年に改正された事業の種類ごとの主務省令について、事業者及び自治体への周知を図るなど、確実な運用の実施に努めました。

さらに、国・地方公共団体等の環境影響評価事例や制度及び技術の基礎的知識の提供による環境影響評価の質及び信頼性の確保を目的として、これらの情報等を集積し、インターネット等を活用した国民や地方公共団体等への情報支援体制の整備を進めました。

(3) 地方公共団体における取組

平成19年度末現在、ほぼすべての都道府県及

び政令指定都市において環境影響評価条例が公布・施行され、さらに知事意見を述べる際の審査会等第三者機関への諮問や事業者への事後調査の義務付けを導入しています。

対象事業については環境影響評価法対象の規模要件を下回るものに加え、廃棄物処理施設やスポーツ・レクリエーション施設、畜産施設、土石の採取、複合事業なども対象としており、さらに環境基本法に規定されている「環境」よりも広い範囲の「環境」の保全を目的とし、埋蔵文化財、地域コミュニティの維持、安全などについても評価対象にするなど、地域の独自性が発揮されています。

また、東京都、埼玉県、広島市、京都市では戦略的環境アセスメントが複数の事例に適用されています。

(4) 個別法等に基づく環境保全上の配慮

港湾法（昭和25年法律第218号）、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）等に基づいて行われる事業の認可、計画等の策定等に際し、環境保全の見地から検討を行いました。

表7-2-1 環境影響評価法に基づき実施された環境影響評価の施行状況*1

（平成20年3月末現在）

	道 路	河 川	鉄 道	飛行場	発電所	処分場	埋 立	面整備	合 計
手続実施	74 (52)	7 (7)	13 (9)	8 (8)	44 (32)	5 (4)	11 (8)	20 (11)	177 (127)
手続中	20 (20)	3 (3)	1 (0)	—	10 (10)	1 (1)	2 (1)	3 (2)	40 (37)
手続完了	45 (24)	4 (4)	10 (7)	7 (7)	31 (19)	4 (3)	8 (6)	14 (7)	119 (74)
手続中止	9 (8)	—	2 (2)	1 (1)	3 (3)	—	1 (1)	3 (2)	18 (16)
環境大臣意見*2	47 (26)	5 (5)	10 (7)	7 (7)	31 (19)	—	—	14 (6)	114 (70)

- *1：括弧内は当初から法に基づく事業で内数。2つの事業が併合して実施されたものは、合計では1件とした。
 - *2：特に意見なしと回答した事業を含む。なお、環境大臣が意見を述べるのは許認可権者が国の機関である場合等に限られる。
 - *3：平成19年度に環境影響評価法第27条に基づく公告・縦覧が終了した事業は、一般国道468号線首都圏中央連絡自動車道（大栄～横芝）、都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉間）、東海環状自動車道（養老町～南濃町）、東海環状自動車道（県境～北勢町）、一般国道3号（南九州西回り自動車道）芦北出水道路（水俣IC～県境間）〔水俣都市計画道路ひばりヶ丘袋線〕、豊川水系設楽ダム建設事業、仙台火力発電所リブレース計画、坂出発電所1号機リブレース計画、衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業、新門司南地区公有水面埋立法事業、春日井都市計画事業春日井熊野桜佐土地区画整理事業、名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業の12件。
- 資料：環境省

第3節 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等

1 調査研究及び監視・観測等の充実

(1) 研究開発の総合的推進

第3期科学技術基本計画（計画年度：平成18～22年度）において環境分野は、我が国の研究開発の重点推進4分野の一つとされています。この基本計画の下に策定された分野別推進戦略では、気候変動研究領域、水・物質循環と流域圏研究領域、生態系管理研究領域、化学物質リスク・安全管理研究領域、3R技術研究領域、バイオマス利活用研究領域の6つの研究領域が設定されています。また、それぞれの研究領域において重要な研究開発課題と集中投資すべき戦略重点科学技術が定められています。この推進戦略に基づき、環境分野の研究開発は、総合科学技術会議のリーダーシップの下、環境プロジェクトチームにおいて、府省間で連携をとり、学際的、総合的に推進を図りました。

また、科学技術連携施策群のテーマとして推進している「バイオマス利活用」、「総合的リスク評価による化学物質の安全管理・活用のための研究開発」では、関係府省における施策の取組・連携状況の把握や、関係府省の連携を深めるための課題の実施などの活動を積極的に推進しました。

さらに、長期戦略指針「イノベーション25」に基づき、社会還元加速プロジェクトのテーマの一つとして、「バイオマス資源の総合利活用」の推進を図りました。

また、環境研究・環境技術開発の推進戦略（中央環境審議会答申）について、その取組状況をフォローアップし、平成20年度の環境研究・技術開発施策に反映しました。

(2) 環境省関連試験研究機関における研究の推進

ア 独立行政法人国立環境研究所

国立環境研究所では、環境大臣が定めた5年間の第2期中期目標（平成18～22年度）と第2期中期計画に基づき、全地球的な環境の健全性を確保し、持続可能な社会を構築するため、10年先に在るべき環境や社会の姿及び課題を見越して、①地球温暖化研究プログラム、②循環型社会研究プ

ログラム、③環境リスク研究プログラム、④アジア自然共生研究プログラムの4つの重点研究プログラムを設定しており、中期計画の目標達成に向けて着実に研究を進展させました。

また、長期的な視点に立って、先見的な環境研究に取り組むとともに、新たに発生する重大な環境問題及び長期的、予見的・予防的に対応すべき環境問題に対応するため、基盤的な調査・研究を推進しました。

さらに、研究の効率的実施や研究ネットワークの形成に資するため、環境研究基盤技術ラボラトリーにおいて環境標準試料の作製、環境試料の長期保存（スペシメンバンキング）等を実施するとともに、地球環境の戦略的モニタリング等を実施し、知的研究基盤の整備を推進しました。

また、インターネット等を通じた環境の保全に関する国内外の資料の収集・整理及び提供により、国民等への適切な環境情報の提供を行いました。

イ 国立水俣病総合研究センター

国立水俣病総合研究センターにおいては、水俣病に関する医学的研究、社会科学的研究及び自然科学的研究のほか、水銀汚染問題に関する日本の経験の蓄積を活用し、国際共同研究等を推進する等により国際的な水銀対策にも貢献していくなどの施策を実施しました。また、同センターに属する水俣病情報センターにおいては、水俣病関連資料の収集・整理及び提供を実施しました。

(3) 公害防止等に関する調査研究の推進

環境省に一括計上した平成19年度の関係行政機関の試験研究機関（国立機関及び独立行政法人）の地球環境保全等に関する研究のうち、公害の防止等に関する各府省の試験研究費の総額は、9億3,238万円でした。8府省26試験研究機関等において、環境の現状の的確な把握、環境汚染による環境変化の機構の解明、環境汚染の未然防止、汚染された環境の修復等の領域にわたり、64の試験研究課題を実施しました。その内容は表7-3-1のとおりです。

表7-3-1 公害防止等に関する調査研究

研究分野	課題数	主な研究内容
1. 大気環境の保全に資するための研究	11	DPF装着車からの微粒子排出実態の研究、粗悪燃料を用いる船用および固定発生源からの大気汚染物質除去に関する研究等
2. 水環境の保全に資するための研究	8	公共用水域の人畜由来感染による健康影響リスクに関する研究、有害試薬フリー・オンサイト水質モニタリング装置の開発等
3. 土壌環境の保全に資するための研究	3	汚染土壌の修復技術、リスク評価・管理手法の開発等
4. 循環型社会形成に資するための研究	3	廃棄物の処理・再利用技術の開発、海洋ごみ対策の確立に向けた情報支援システムの構築に関する研究等
5. 化学物質等の環境リスク対策に資するための研究	14	マウス幹細胞を用いた環境汚染物質の発生期における影響評価、化学物質等の影響メカニズム解明、リスク評価、評価手法の開発等
6. 健全な生態系の確保に資するための研究	15	生態系の保全・管理手法の開発、レブンアツモリソウをモデルとした特定国内野生希少動植物種の保全に関する研究等
7. 都市・生活環境の保全に資するための研究	3	都市騒音対策技術、走行中の高騒音車両の自動センシング技術に関する研究等
8. 環境の監視、観測及び影響の予測評価技術の充実、環境情報の効果的活用に関する研究	3	測定技術の精度向上に関する技術の開発、カーボンナノチューブを使ったガスセンサー、海洋汚染物質の荒天時観測技術の確立に関する研究等
9. 地域密着型環境研究（都道府県等から提案された共同研究等）	4	地衣類の遺伝的多様性を活用した大気汚染診断、水稲葉枯症の発症要因の究明と軽減対策技術の開発に関する研究等

資料：環境省

また、次世代の環境保全技術の基礎となる「知的資産」を蓄積するため、「環境技術開発等推進費」の「基礎研究開発課題」における「マルチプロファイリング技術による化学物質の胎生プログラミングに及ぼす影響評価手法の開発」等計9課題及び「統合型研究開発課題」における1課題の研究の推進を図りました。

(4) 地球環境研究に関する調査研究等の推進

関係府省の国立試験研究機関、独立行政法人、大学、民間研究機関等広範な分野の研究機関、研究者の有機的連携の下、「地球環境研究総合推進費」により、学際的、国際的観点を重視しつつ地球環境研究を推進しました。関係行政機関等による中長期的視点から着実に推進すべき研究については、「地球環境保全試験研究費」により、地球温暖化の防止に資する研究を行いました。平成19年度に実施した主な調査研究は表7-3-2のとおりです。

(5) 地球環境に関する観測・監視

大気における気候変動の観測について、気象庁

は世界気象機関（WMO）の枠組みで地上及び高層の気象観測を継続的に実施するとともに、全球気候観測システム（GCOS）の地上及び高層の気候観測ネットワークの運用に貢献しています。さらに、世界の地上気候データの円滑な国際交換を推進するため、WMOの計画に沿って各国の気象局と連携し地上気候データの入電数向上、品質改善等のための業務を実施しています。

また、温室効果ガスなど大気環境の観測については、(独)国立環境研究所及び気象庁が、それぞれ沖縄県波照間島や東京都南鳥島等で温室効果ガスの測定を行っています。気象庁ではWMOにおける全球大気監視（GAW）計画の一環として、温室効果ガス、CFC等オゾン層破壊物質、オゾン層、有害紫外線等の定常観測、日本海周辺海域及び北西太平洋海域における洋上大気・海水中の二酸化炭素等の定期観測、エーロゾルライダーを用いたエーロゾルの高度分布の測定を引き続き実施しました。また、黄砂及び有害紫外線に関する情報を発表しています。

海洋における観測については、海洋地球研究船「みらい」等を用いた観測研究、観測技術の研究

表7-3-2 平成19年度に実施した主な地球環境分野の調査研究

府 省 名	研 究 課 題
文 部 科 学 省	[地球環境観測研究] [地球環境予測研究] [温室効果ガス観測技術衛星に関する開発] [降水レーダ等に関する開発研究等] [防災科学技術の推進] ・気候変動を踏まえた災害予測に関する研究 [北極圏環境観測国際共同研究] [南極地域観測]
環 境 省	[地球環境研究総合推進費] ・成層圏プロセスの長期変化の検出とオゾン層変動予測の不確実性評価に関する研究 ・脱温暖化社会に向けた中長期的政策オプションの多面的かつ総合的な評価・予測・立案手法の確立に関する総合研究プロジェクト ・地球温暖化に係る政策支援と普及啓発のための気候変動シナリオに関する総合的研究 ・環礁州島からなる島嶼国の持続可能な国土の維持に関する研究 ・森林減少の回避による排出削減量推定の実行可能性に関する研究 ・アジア大陸からのエアロゾルとその前駆物質の輸送・変質プロセスの解明に関する研究 ・東アジアの植生に対するオゾン濃度上昇のリスク評価と農作物への影響予測に関する研究 ・流下栄養塩組成の人為的变化による東アジア縁辺海域の生態系変質の評価研究 ・大型船舶のプラスチック・船体付着で越境移動する海洋生物の動態把握と定着の早期検出 ・森林-土壌相互作用系の回復と熱帯林生態系の再生に関する研究 ・脆弱な海洋島をモデルとした外来種の生物多様性への影響とその緩和に関する研究 ・トキの野生復帰のための持続可能な自然再生計画の立案とその社会的手続き ・北東アジアの草原地域における砂漠化防止と生態系サービスの回復に関する研究 ・環境負荷低減に向けた公共交通を主体としたパッケージ型交通施策に関する提言 ・気候変動に対処するための国際合意構築に関する研究 ・陸域生態系CO ₂ フラックスの分離評価を目的とした同位体・微量ガス観測手法の開発 ・地球温暖化に影響を及ぼす人為物質による大気ヨウ素循環の変動の解決に関する研究 [地球環境保全試験研究費] ・CDM植林が生物多様性に与える影響評価と予測技術の開発 ・二酸化炭素海洋隔離による海洋物質循環過程への影響評価に関する研究 ・エアロゾルによる放射強制力の変動及びメカニズムの実態解明に関する研究 ・高山植生による温暖化影響検出のモニタリングに関する研究 ・チベット高原を利用した温暖化の早期検出と早期予測に関する研究 ・民間航空機を活用したアジア太平洋域上空における温室効果気体の観測 ・アジア・オセアニア域における微量温室効果ガスの多成分長期観測
国 土 交 通 省	・温暖化による日本付近の詳細な気候変化予測に関する研究（気象庁）

資料：文部科学省、国土交通省、環境省

開発を推進しました。第48次南極地域観測隊が昭和基地を中心に、海洋、気象、電離層等の定常的な観測のほか、地球規模での環境変動の解明を目的とする各種のプロジェクト研究観測等を実施しました。地球規模の変動に大きく関わっている海洋における観測について、海洋の観測データを飛躍的に増加させるため、海洋自動観測フロート約3千個を全世界の海洋に展開し、地球規模の高度海洋監視システムを構築する「ARGO計画」を推進しました。

GPS装置を備えた検潮所において、精密型水位計により、地球温暖化に伴う海面水位上昇の監視を行い、海面水位監視情報の提供業務を継続しました。また、国内の影響・リスク評価研究や地球

温暖化対策の基礎資料として、温暖化に伴う気候変化に関する予測情報を「地球温暖化予測情報」によって提供しており、情報の高度化のため、大気と海洋の相互関係を更に精緻化させた詳細な気候変化の予測計算を実施しています。

衛星による地球環境観測については、平成18年1月に打ち上げた陸域観測技術衛星「だいち」（ALOS）を運用し、関係機関と連携して植生把握や地域観測に関する利用実証実験を行いました。また、熱帯降雨観測衛星（TRMM）搭載の降雨レーダ（PR）や米国地球観測衛星（Aqua）搭載の改良型高性能マイクロ波放射計（AMSR-E）から取得された観測データを提供し、気候変動や水循環の解明等の研究に貢献しました。さらに、

環境省、(独) 国立環境研究所及び(独) 宇宙航空研究開発機構が共同で、温室効果ガス観測技術衛星(GOSAT)の開発を、平成20年度の打上げを目指して行いました。そのほか、気候変動、水循環、植生等の地球環境を観測する衛星の研究開発を行いました。

地球温暖化対策に必要な観測を、統合的・効率的なものとするため、環境省と気象庁が共同で運営する「地球観測連携拠点(温暖化分野)」の活動を推進しました。

地球変動予測研究については、世界最高水準の性能を有するスーパーコンピュータ「地球シミュレータ」を活用して地球温暖化予測モデル開発等を推進しました。

「地球観測システム構築推進プラン」では、競争的研究資金制度のもと、地球観測システムの構築に貢献する研究開発等に効果的に取り組んでいます。本事業では、地球温暖化・炭素循環分野及びアジアモンスーン地球水循環・気候変動分野、対流圏大気変化分野における研究課題の実施を推進しました。

また、「地球観測の推進戦略」を踏まえ、地球温暖化の原因物質や直接的な影響を的確に把握する包括的な観測態勢整備のため、「地球環境保全試験研究費」において「地球観測モニタリング支援型」を平成18年度より創設し、平成19年度は、アジア陸域炭素循環観測のための長期生態系モニタリングと、多様な観測サイト群の再編・ネットワーク化を行う研究課題を始めとした、3課題を開始しました。

平成19年度に実施した主な観測・監視は表7-3-3のとおりです。

(6) 廃棄物処理等科学研究の推進

第3期科学技術基本計画の政策目標「環境と調和する循環型社会の実現」を目的として、競争的研究資金を活用し広く課題を募集し、平成19年度は、62件の研究事業及び5件の技術開発事業を実施しました。

研究事業については、アジア地域等国際的な3Rに関する研究・技術開発を推進し、国際的な3Rの構築への貢献を目指すため、「3Rイニシアティブ特別枠」を引き続き設けるとともに、「3R推進のための研究」、「廃棄物系バイオマス利活用推進のための研究」、「循環型社会構築を目指した社会科学的複合研究」、「アスベスト問題解決を

表7-3-3 平成19年度に実施した主な地球環境分野の観測・監視

府省名	研究課題
総務省	・地球環境計測技術の研究開発(電波や光を利用したリモートセンシング)
文部科学省	・環境観測技術衛星等のデータを用いた研究 ・陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)による観測 ・海洋観測船等を用いた観測研究 ・衛星による観測データのネットワークの整備・運用 ・南極地域観測
国土交通省	・海洋汚染の調査(海上保安庁) ・西太平洋海域共同調査(海上保安庁) ・日本海洋データセンターの運営(海上保安庁) ・大気及び海洋バックグランド汚染観測業務(気象庁) ・オゾン層及び紫外域日射観測(気象庁) ・温室効果ガス世界資料センターの運営(気象庁) ・国際超長基線測量(全地球的なプレート運動の検出)
環境省	・陸域・海洋による二酸化炭素吸収の長期トレンド検出のための酸素および二酸化炭素同位体に関する観測研究 ・東アジアにおけるハロゲン系温室効果気体の排出に関する観測研究 ・東アジアの温室効果ガス収支推定のための大気多成分観測データの診断モデル解析 ・民間航空機を活用したアジア太平洋域上空における温室効果気体の観測に関する研究 ・アジア陸域炭素循環観測のための長期生態系モニタリングとデータのネットワーク化促進に関する研究 ・タワー観測ネットワークを利用したシベリアにおけるCO ₂ とCH ₄ 収支の推定 ・アジア・オセアニア域における微量温室効果ガスの多成分長期観測

資料：総務省、文部科学省、国土交通省、環境省

はじめとした安全、安心のための廃棄物管理技術に関する研究」、「漂着ごみ問題解決に関する研究」を重点テーマとし、廃棄物を取り巻く諸問題の解決とともに循環型社会の構築に資する研究を推進しました。

技術開発事業については、「廃棄物系バイオマス利活用技術開発」、「アスベスト廃棄物の無害化処理に関する技術開発」を実施し、次世代を担う廃棄物処理等に係る技術の開発を図りました。

(7) 環境保全に関するその他の試験研究

ナノテクノロジーを環境分野に活用した環境モニタリング・健康生態影響評価・環境汚染防止対策に関する技術開発等を行いました。

環境制約下での経済の持続的発展可能性について、モデルの開発及び分析を行いました。また、より幅広い分析の実施やより有益な情報の提供が可能となるよう、精緻な「ハイブリッド型統合勘定」の開発を行いました。

よりきめ細かな信号制御を行い交通の円滑化を図るため、プロファイル信号制御方式による信号制御高度化モデル事業を実施し、その結果を踏ま

えて全国整備の在り方について検証しました。

(独) 情報通信研究機構等を通じ、電波や光を利用した地球環境観測技術として、人工衛星から地球の降水状態を観測するGPM搭載2周波降水レーダ、同じく人工衛星から地球の雲の状態を観測する雲レーダ、ライダーによる**温室効果ガス**の高精度観測技術、風速や大気汚染物質等の環境情報を都市規模で詳細に計測するセンシングネットワーク技術、天候等に左右されずに被災状況把握を可能とするレーダを使用した高精度地表面可視化技術の研究開発等を実施しました。さらに、情報通信ネットワーク設備の大容量化に伴って増大する電力需要を抑制するため、光の属性を極限まで利用するフォトニックネットワーク技術による低消費電力光ネットワークノード技術等、極限光ネットワークシステム技術の研究開発を実施しています。

国産バイオ燃料の利用促進を図るため、新たにバイオエタノールの生産コストを大幅に削減する技術開発に着手したとともに、地球温暖化が農林水産業に与える影響を、将来予測を含めより高度に評価するための研究開発や、eDNA(土壌より直接抽出したDNA)解析により土壌の生物性を評価する技術の開発を引き続き推進しました。また、農林水産生態系における有害化学物質の動態把握と生物・生態系への影響評価と分解・無毒化等を通じたりスク低減技術の開発、アジアモンスーン地域における水循環変動を考慮した食料需給モデルの開発、水循環変動の影響の評価・予測をし変動の影響を最小化するための対策シナリオの策定等を引き続き推進しました。

2 技術の振興

持続可能な開発の推進のため、汚染物質等の直接的な処理技術はもとより、資源、エネルギーの効率的利用のための技術等、地球環境の変化を緩和するための技術開発が必要です。また、特定の地球環境問題の解決のための技術が他の環境問題を起こさないよう配慮するとともに、開発途上国の自然的・社会的条件に適した技術の開発を推進する必要があります。このような観点から、地球温暖化、オゾン層の破壊、**酸性雨**等国際的に対応が必要になっている分野において技術開発を推進するとともに、技術開発体制の整備、充実を図りました。

植物機能や微生物機能を活用して工業原料や高機能タンパク質等の高付加価値物質を生産する技術開発や、新たに微生物群の制御等による産業廃水等の高効率バイオ処理技術の高度化を実施しました。また、これらの開発を支える基盤整備のための生物遺伝資源の収集・保存に係る手法の開発、バイオテクノロジーの安全で適切な産業利用のための**カルタヘナ法**の適切な施行、海外の遺伝資源の円滑な利用を促進するため関係者との協議を行う等、事業環境の整備を実施しました。

循環型社会の構築に向け、「下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト (LOTUS Project)」等において、下水汚泥の有効利用に係る技術開発を推進しました。また、地域の実情に見合った最適なヒートアイランド対策の実施に向けて、さまざまな対策の複合的な効果を評価できるシミュレーション技術の開発等を実施しました。また、環境への負荷が小さく、新たな海洋空間の創造が可能な超大型浮体式海洋構造物(メガフロート)の普及促進のための調査を行いました。内航海運の活性化と物流における環境負荷低減に大きく貢献する次世代内航船(スーパーエコシップ)の研究開発、他の化石燃料と比較して環境負荷が少ない天然ガスの供給拡大に寄与する天然ガスハイドレート輸送船の研究開発の実施を支援しました。また、船舶による大気汚染の防止に関する国際規制強化の動向に対応するため、排出ガスに含まれるNO_x等を大幅削減する環境に優しい船用エンジンの実用化に向けて、排出ガス後処理装置(SCR触媒)及び燃料噴射系の改良等の研究開発を実施しました。

また、環境政策上対応が急がれる技術の開発を行うため、「環境技術開発等推進費」の「実用化研究開発課題」において「森林・草地・湖沼生態系に共通した環境監視システムと高度データベースの構築」等計9課題、「フィージビリティスタディ研究課題」1課題、「アスベスト飛散抑制対策に資する技術開発」4課題、「戦略的研究開発領域」1課題の技術開発の推進を図りました。

地球温暖化対策に関しては、新たな地球温暖化対策技術の開発・実用化・導入普及を進めるため、「地球温暖化対策技術開発事業(競争的資金)」において、バイオマス燃料の製造・利用システム

及び水素・燃料電池社会の構築等に関する対策技術の実用化開発を引き続き重点的に実施しました。平成19年度の重点テーマとしては、バイオエタノール混合ガソリンへの対応促進のための技術実証等の「草木質系バイオマスエネルギー利用技術、及び持続可能型バイオマス利用システム」、「安全な革新的水素貯蔵・輸送技術」、「エネルギーの面的利用で飛躍的な省エネの街を実現する都市システム技術」を実施しました。

また、製品開発段階に移行した温暖化対策技術の市場投入を促進するための支援も併せて行い、全体で36件の技術開発事業を実施しました。

省エネルギー、新エネルギー、原子力、クリーンコールテクノロジーの開発を推進するとともに、化石燃料の使用により排出されるCO₂を分離回収し、地中等に長期間保留する二酸化炭素回収・貯留（CCS）の技術開発を実施しました。

先進的環境技術の普及を図る「環境技術実証モデル事業」では、閉鎖性海域における水環境分野、ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減技術）など6分野で対象技術の環

境保全効果などを実証しました。また、これまでに実証した技術について、成果を発表する場を設けるとともに、シンポジウムを開催しました。

地方公共団体の環境測定分析機関等を対象として、各分析機関における環境測定分析技術の向上を図る契機とし、信頼性の確保に資する観点から、基本精度管理調査（模擬排ガス吸収液試料（塩化水素、ふっ素化合物）、模擬排ガス試料（硫黄酸化物、窒素酸化物））と高等精度管理調査（芳香族化合物（ベンゾ（a）ピレン）、ダイオキシン類及びコプラナーPCB）、模擬水質試料（有機スズ化合物、有機塩素化合物））を実施しました。

(2) 技術開発等に際しての環境配慮及び新たな課題への対応

バイオレメディエーション事業の健全な発展と利用の拡大を通じた環境保全を図るため、「微生物によるバイオレメディエーション利用指針」に基づき、制度の適切な運用を行うとともに、同指針に基づき事業者から提出された浄化事業計画につき、審査を継続して実施しています。

3 国における基盤整備等

大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所が実施する人文・社会科学から自然科学までの幅広い学問分野を総合化する研究プロジェクトの推進や科学研究費補助金による研究助成など、大学等における地球環境問題に関連する幅広い学術研究の推進や研究施設・設備の整備・充実への支援を図るとともに、関連分野の研究者の育成を行いました。

また、戦略的創造研究推進事業、私立大学が内外の研究機関と行う環境分野等の共同研究を支援する「学術フロンティア推進事業」等により、環境に関する基礎研究の推進を図りました。

さらに、大気粉じん等の環境試料や絶滅のおそれのある生物の細胞・遺伝子を長期保存し、環境研究の知的基盤としていくための「環境試料タイムカプセル化事業」を実施しました。

4 地方公共団体、民間団体等における取組の促進

地域の産学官連携による「環境技術開発基盤整備モデル事業」を創設し、地域で不足する情報交換体制及びネットワークの強化を図り、地域における産学官連携による環境技術開発の基盤整備を推進しました。

地方公共団体の環境関係試験研究機関は、監視測定、分析、調査、基礎データの収集等を広範に実施するほか、地域固有の環境問題等についての研究活動を推進しました。

5 成果の普及等

地球環境保全等試験研究費のうち公害防止等試験研究費、環境技術開発等推進費に係る研究成果については、環境保全研究発表会、環境保全研究成果集等により公開し、行政機関、民間企業へ普及を図りました。

廃棄物処理等科学研究成果については、廃棄物処理技術情報ホームページにおいて公開しているほか、「廃棄物対策研究発表会」において発表するとともに、関連する海外情報についても広く普

及を図りました。

地球環境研究についても、**地球環境研究総合推進費**ホームページにおいて、研究成果及びその評価結果等を公開しているほか、「日本にやってきた外国の生き物たち～外来種問題から見た生物多様性の危機～」と題した一般公開シンポジウムを開催し、**外来種**が生態系に及ぼす悪影響とその対策等について、最新の研究成果を交えながら紹介しました。

第4節 環境情報の整備と提供・広報の充実

1 環境情報の体系的な整備と提供

(1) 環境情報の整備と国民等への提供

各種の環境情報を体系的に整備し、国民等に分かりやすく提供するため、次のような取組を行いました。

環境省ホームページにフランス語、中国語、韓国語のページを新たに設置し、英語ページと合わせ海外に向けた情報発信の更なる充実を図ったほか、国立公園、国民公園等のホームページ等を統合し体系化するなど、環境情報の整備・提供を進めました。

「環境・循環型社会白書(以下、「白書」という。)」を一般向けに要約した「図で見る環境・循環型社会白書」、小中学生向けに要約した「こども環境白書」を作成、発行するとともに、全国11か所での「白書を読む会」の開催により、白書の内容を広く普及することに努めました。また、白書の表紙絵を描くことを通じて環境保全についての意識啓発を図るため、「白書表紙絵コンクール」を開催しました。さらに、環境への負荷、環境の状態、環境問題の対策に関する基礎的データを収集整理した「環境統計集」を作成しました。

また、長期的かつ総合的な環境情報の基盤整備の基本方針となる「環境情報戦略」の平成20年度策定に向けて、中央環境審議会総合政策部会に環境情報専門委員会を設置し、調査・検討を行いました。

環境の状況を地理情報システム(GIS)を用い

て提供する「環境GIS」を整備し、インターネットにより情報提供しました。

河川水質を①人と河川の豊かなふれあいの確保、②豊かな生態系の確保、③利用しやすい水質の確保、④下流域や滞留水域に影響の少ない水質の確保、の4つの視点で総合的に分かりやすく評価する新しい指標に基づき、平成19年度に全国109水系で一般市民の参加を得て調査を実施しました。(河川環境データベースについては第6章第8節参照。)

また、港湾など海域の環境データを、より多様な主体間で広く共有するため、海域環境データベースの整備を海域ごとに進めました。

生物多様性に関する情報については、基礎調査などの成果を「生物多様性情報システム(J-IBIS)」において、**モニタリングサイト1000**に関しては専用ホームページにおいて、それぞれインターネットを通じて提供しました。また、情報の所在等の情報源情報(メタデータ)を横断的に検索・把握するシステム「**生物多様性情報クリアリングハウスメカニズム(CHM)**」において、メタデータの充実を図りました。

国立公園のライブ映像を始めとして、各種自然情報を提供する「インターネット自然研究所」について、システムの更新を行い、機能の向上を図りました。

国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターにお

いて、サンゴ礁の保全に必要な情報の収集・公開等を行いました。

(2) 各主体のパートナーシップの下での取組の促進

事業者、市民、民間団体等のあらゆる主体のパートナーシップによる取組を支援するための情報を「地球環境パートナーシッププラザ」を拠点としてホームページ(<http://www.geic.or.jp/geic/>)やメールマガジンを通じて、収集、発信しました。また、全国各ブロックの「地方環境パートナーシップオフィス」において、地域のパートナーシップ促

進のための情報を収集、提供しました。

団体が実施する環境保全活動を支援するデータベース「環境らしんばん」(<http://plaza.geic.or.jp/>)により、イベント情報等の広報のための発信支援を行いました。

企業の環境分野における社会貢献活動を収集した「環境社会貢献データベース」(<http://www.geic.or.jp/geic/partnership/search/scripts/search.php>)により、各主体が互いの強みをいかし合うパートナーシップ形成のための情報収集の支援を行いました。

2 広報の充実

関係機関の協力によるテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等各種媒体を通じての広報活動や、環境省ホームページによる情報提供、広報誌「エコジン」の発行、広報用パンフレット等の作成・配布を通じて、環境保全の重要性を広く国民に訴え、意識の高揚を図りました。

環境基本法に定められた「環境の日」(6月5日)を含む「環境月間」において、環境展「エコライフ・フェア」を始めとする各種行事を実施するとともに、地方公共団体等に対しても関連行事の実施を呼び掛け、環境問題に対する国民意識の一層

の啓発を図りました。

環境保全・地域環境保全及び地域環境美化に関し特に顕著な功績のあった人・団体に対し、その功績をたたえるため、環境保全功労者等表彰を行いました。

地域の問題から地球環境問題まで幅広い環境問題について、大臣と国民との直接対話を実施しました。

環境省ホームページにおいて、環境行政に関する意見・要望を広く受け付けました。

第5節 地域における環境保全の推進

1 地域における環境保全の現状

(1) 地方環境事務所における取組

地方環境事務所においては、地域の行政・専門家・住民等と協働しながら、廃棄物・リサイクル対策、地球温暖化対策、国立公園の保護・管理、外来生物対策など、地域の実情に応じた環境施策を展開しました。

(2) 地域における環境保全施策の計画的・総合的推進

全国の地方公共団体の環境関連情報を提供するウェブサイト「地域環境行政支援情報システム(知恵の環) (<http://www.chie-no-wa.com>)」の運営を行ったほか、地方公共団体向けに環境省の環

境保全施策に関する情報提供を行うメールマガジンの発行を行いました。

各地方公共団体において設置された地域環境保全基金により、ビデオ、学校教育用副読本等の啓発資料の作成、地域の環境保全活動に対する相談窓口の設置、環境アドバイザーの派遣、地域の住民団体等の環境保全実践活動への支援等が行われました。

(3) 地方公共団体の環境保全施策

平成18年度において、地方公共団体が支出した公害対策経費(地方公営企業に係るものを含む)は、2兆9,539億円(都道府県6,600億円、市

町村2兆2,939億円)となっています。これを前年度と比べると、2,659億円(都道府県528億円、市町村2,131億円)、8.3%の減となっています(表7-5-1)。

公害対策経費の内訳を見ると、公害防止事業費が2兆6,046億円(構成比88.2%)、次いで一般経

費(人件費等)が1,863億円(同6.3%)等となっています。さらに、公害防止事業費の内訳を見ると、下水道整備事業費が2兆1,559億円で公害対策経費の73.0%と最も高い比率を占めており、次いで廃棄物処理施設整備事業費が3,330億円(構成費11.3%)となっています。

表7-5-1 地方公共団体公害対策決算状況(平成18年度)

(単位:億円、%)

区 分	平成18年度決算額						平成17年度決算額						増減 (A)-(B)	伸び率 $\frac{(A)-(B)}{(B)}$
	都道府県		市町村		計(A)		都道府県		市町村		計(A)			
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比			
1 一般経費	933	14.1	930	4.1	1,863	6.3	889	12.5	946	3.8	1,835	5.7	28	1.5
2 公害規制及び調査研究費	206	3.1	196	0.9	402	1.4	200	2.8	206	0.8	406	1.3	△3	△0.8
3 公害防止事業費	5,085	77.0	20,962	91.4	26,046	88.2	5,651	79.3	23,021	91.8	28,672	89.1	△2,626	△9.2
(主な内訳)下水道整備	4,014	60.8	17,544	76.5	21,559	73.0	4,340	60.9	18,750	74.8	23,089	71.7	△1,531	△6.6
廃棄物処理施設整備	364	5.5	2,965	12.9	3,330	11.3	505	7.1	3,787	15.1	4,292	13.3	△962	△22.4
4 公害健康被害補償経費	66	1.0	601	2.6	667	2.3	60	0.8	630	2.5	690	2.1	△23	△6.2
5 その他	310	4.7	250	1.1	560	1.9	328	4.6	267	1.1	595	1.8	△35	△5.9
合 計	6,600	100.0	22,939	100.0	29,539	100.0	7,128	100.0	25,070	100.0	32,198	100.0	△2,659	△8.3

注1:都道府県と市町村間における補助金、負担金等の重複は控除している。
注2:端数処理の関係で合計数値が合わないことがある。

2 循環と共生を基調とした地域づくり

(1) 持続可能な地域づくりに関する取組

地域コミュニティにおいて、民間資金を集めて環境保全などの社会的な事業(環境コミュニティ・ビジネス)に投融資するコミュニティ・ファンドの取組を促進するため、投融資対象事業の評価や助言のための支援を8団体に対して実施しました。また、環境負荷の小さいまちづくり(コンパクトシティ)の実現に向け、公共交通の利用促進や風の通り道等の自然資本の活用など、面的な対策を推進するためのモデル事業を1地域において実施しました。さらに、「環境と経済の好循環のまちモデル事業」として、地域の創意工夫によるアイデアを募集・選定し、平成18年度までに選定した19か所に加え、19年度に新たに選定した7か所の地域において、支援を実施しました。

地球環境問題からリサイクル対策まで多岐にわたる地域の課題を視野に入れ、住民、企業等との協働を図りながら、環境の恵み豊かな、持続可能なまちづくりに取り組んでいる地域を対象に、環境大臣による「循環・共生・参加まちづくり表彰」

を行っています。平成19年度は、板橋区(東京都)、掛川市(静岡県)、牧之原市(静岡県)、長岡京市(京都府)、佐那河内村(徳島県)、直島町(香川県)、内子町(愛媛県)の7団体を表彰しました。

特別な助成を行う先導型再開発緊急促進事業によって、省エネルギー化等を図った施設建築物を整備する市街地再開発事業等に対し支援を行いました。また、「環境共生住宅市街地モデル事業」によって、環境への負荷を低減するモデル性の高い住宅市街地の整備に対し支援を行いました。

(2) 景観を保全・創造する地域づくりに対する取組

河川と一体になったまちなみ景観の保全・創造のために、美しい水辺空間を創出する「マイタウン・マイリバー整備事業」、「ふるさとの川整備事業」等を各地域において推進しました。

豊かな歴史的環境の確保・保全のため、地方公共団体が行う史跡等の公有化や整備・活用などの事業に対して補助を行いました。また、地域にお

ける生活・生業や当該地域の風土によって形成された文化的景観を保護し活用するため、重要文化的景観の選定や文化的景観に係る調査・普及啓発などの事業に対して補助を行いました。

市町村が行う伝統的建造物群保存対策調査及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の保存修理、伝統的建造物以外の建築物その他の工

作物の修景、防災施設等の設置などの事業に対して補助を行いました。また、**古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法**（昭和41年法律第1号）に基づき指定された歴史的風土保存区域において、特に枢要な部分を構成している地域については、歴史的風土特別保存地区の指定や地方公共団体による土地の買入れ等を推進しました。

3 公害防止計画

平成18年度末に計画期間が終了した鹿島地域等12地域について、19年10月に環境大臣が各関係知事に対して計画の策定を指示しました。環境大臣が示す基本方針に基づき、関係知事は、各地域の**公害防止計画**を作成し、環境大臣によって20年3月に同意されました。

地方公共団体が公害防止計画に基づき実施する公害防止対策事業については、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）に基づいて、国の負担又は補助の割合のかさ上げ等、国が財政上の特別措置を講じています。

第6節 環境保健対策、公害紛争処理等及び環境犯罪対策

1 健康被害の救済及び予防

(1) 公害健康被害の補償・予防等

ア 大気汚染系疾病

(ア) 既被認定者に対する補償給付等

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「公健法」という。）に基づき、従来どおり被認定者に対し、①認定の更新、②補償給付（療養の給付及び療養費、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、療養手当並びに葬祭料）、③公害保健福祉事業（リハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業、家庭における療養に必要な用具の支給に関する事業、家庭における療養の指導に関する事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業）等を実施しました。平成19年12月末現在の被認定者数は46,113人です。なお、昭和63年3月1日をもって第一種地域の指定が解除されたため、新たな患者の認定は行われていません（表7-6-1）。

(イ) 公害健康被害予防事業の実施

(独) 環境再生保全機構により、以下の**公害健康被害予防事業**が実施されました。

① 大気汚染による健康影響に関する総合的研究、局地的大気汚染対策に関する調査等を実施しました。また、ぜん息児水泳記録会、大気汚染防

止推進月間等のキャンペーン、ぜん息等の予防、回復等のためのパンフレットの作成、ぜん息の専門医による電話相談事業等を行うとともに、公害健康被害予防事業従事者に対する研修を行いました。

② 地方公共団体等に対して助成金を交付し、旧第一種地域等を対象として、ぜん息等に関する健康相談、乳幼児を対象とする健康診査、ぜん息キャンプ、水泳教室等の機能訓練、最新規制適合車の導入等を推進しました。

イ 水俣病

(ア) 水俣病被害の救済

Ⅰ 水俣病の認定

水俣病は、熊本県水俣湾周辺において昭和31年5月に、新潟県阿賀野川流域において40年5月に発見されたものであり、四肢末梢の感覚障害、運動失調、求心性視野狭窄、中枢性聴力障害を主要症状とする中枢神経系疾患です。それぞれチッソ（株）、昭和電工（株）の工場から排出されたメチル水銀化合物が魚介類に蓄積し、それを経口摂取することによって起こった中毒性中枢神経系疾患であることが昭和43年に政府の統一見解として発表されました。

表7-6-1 公害健康被害の補償等に関する法律の被認定者数等

(平成19年12月末現在)

区 分	地 域	実施主体	指定年月日	現存被認定者数	
旧 第 一 種 地 域 非 特 異 的 疾 患	千葉県 南部臨海地域	千葉県	昭和49.11.30	336	
	東京都 千代田区 全域	千代田区	昭和49.11.30	142	
	〃 中央区	中央区	昭和50.12.19	239	
	〃 港区	港区	昭和49.11.30	417	
	〃 新宿区	新宿区	〃	1,158	
	〃 文京区	文京区	〃	495	
	〃 台東区	台東区	昭和50.12.19	468	
	〃 品川区	品川区	昭和49.11.30	919	
	〃 大田区	大田区	〃	2,014	
	〃 目黒区	目黒区	昭和50.12.19	554	
	〃 渋谷区	渋谷区	昭和49.11.30	574	
	〃 豊島区	豊島区	昭和50.12.19	686	
	〃 北区	北区	〃	1,101	
	〃 板橋区	板橋区	〃	1,712	
	〃 墨田区	墨田区	〃	660	
	〃 江東区	江東区	昭和49.11.30	1,509	
	〃 荒川区	荒川区	昭和50.12.19	823	
	〃 足立区	足立区	〃	1,789	
	〃 葛飾区	葛飾区	〃	1,150	
	〃 江戸川区	江戸川区	〃	1,713	
		東 京 都 計			18,123
		横浜市 鶴見臨海地域	横浜市	昭和47.2.1	518
		川崎市 川崎区・幸区	川崎市	昭和44.12.27	1,799
				昭和47.2.1	
		富士市 中部地域	富士市	昭和49.11.30	460
				昭和47.2.1	
		名古屋市 中南部地域	名古屋市	昭和52.1.13	2,464
				昭和48.2.1	
				昭和50.12.19	
		東海市 北部・中部地域	愛知県	昭和53.6.2	421
		四日市市 臨海地域・楠町全域	四日市市	昭和48.2.1	490
				昭和44.12.27	
		大阪市 全 域	大阪市	昭和49.11.30	8,220
			昭和44.12.27		
			昭和49.11.30		
			昭和50.12.19		
	豊中市 南部地域	豊中市	昭和48.2.1	234	
	吹田市 南部地域	吹田市	昭和49.11.30	239	
	守口市 全 域	守口市	昭和52.1.13	1,342	
	東大阪市 中西部地域	東大阪市	昭和53.6.2	1,522	
	八尾市 中西部地域	八尾市	〃	892	
	堺市 西部地域	堺市	昭和48.8.1	1,983	
			昭和52.1.13		
	神戸市 臨海地域	神戸市	〃	982	
	尼崎市 東部・南部地域	尼崎市	昭和45.12.1	2,387	
			昭和49.11.30		
	倉敷市 水島地域	倉敷市	昭和50.12.19	1,504	
	玉野市 南部臨海地域	岡山県	〃	44	
	備前市 片上湾周辺地域	〃	〃	61	
	北九州市 洞海湾沿岸地域	北九州市	昭和48.2.1	1,017	
	大牟田市 中部地域	大牟田市	昭和48.8.1	1,075	
	計			46,113	
第 二 特 種 異 地 域 疾 患	水俣病	阿賀野川 下流地域	新潟県	昭和44.12.27	98
	〃	〃	新潟市	〃	141
	〃	水俣湾 沿岸地域	鹿児島県	〃	173
	〃	〃	熊本県	〃	452
	〃	神通川 下流地域	富山県	〃	5
	イタイイタイ病	島根県 笹ヶ谷地区	島根県	昭和49.7.4	3
	慢性砒素中毒症	宮崎県 土呂久地区	宮崎県	昭和48.2.1	52
	計			924	
	合 計			47,037	

注：旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。

水俣病の認定は、現在、**公健法**に基づき行われており、平成20年3月末までの被認定者は、2,960人（熊本県1,778人、鹿児島県490人、新潟県692人）で、このうち生存者は、855人（熊本県448人、鹿児島県172人、新潟県235人）となっています。

II 水俣病総合対策事業

平成4年度から、水俣病に見られる四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められる者に療養手帳を交付し、医療費の自己負担分、療養手当等を支給する医療事業（受付期間 平成4年～平成7年3月）等を内容とする水俣病総合対策事業を開始しました。

III 平成7年の政治解決

公健法及び水俣病総合対策事業による対応が行われる一方で、公健法の認定を棄却された者による訴訟の多発などの水俣病をめぐる紛争と混乱が続いていたため、平成7年9月当時の与党三党（自由民主党、日本社会党及び新党さきがけ）により、最終的かつ全面的な解決に向けた解決策が取りまとめられました。同年12月までに、被害者団体と企業（チッソ（株）及び昭和電工（株））はこの解決策を受入れ、当事者間で解決のための合意が成立しました。

また、この関係当事者間の合意を踏まえ、平成7年12月に「水俣病対策について」が閣議了解され、国及び関係県は、この閣議了解に基づき医療事業の申請受付の再開（受付期間 平成8年1月～同年7月）等の施策を実施しました。なお、医

療事業において、医療手帳（療養手帳を名称変更）の交付の対象とならなかった者であっても一定の神経症状を有する者に対して、保健手帳を交付し、医療費等を支給することになりました。

国及び関係県のこのような施策が実行に移されたことを受けて、関西訴訟を除いた国家賠償請求訴訟については、平成8年2月及び5月に原告が訴えを取り下げました。関西訴訟については、16年10月に、最高裁判決が出され、国及び熊本県には、昭和35年1月以降、水質二法・県漁業調整規則の規制権限を行使せず、水俣病の発生拡大を防止しなかった責任があるとして、賠償を命じた大阪高裁判決が是認されました（表7-6-2）。

(イ) 水俣病対策をめぐる現状

I 今後の水俣病対策について

平成18年に水俣病公式確認から50年という節目を迎えるに当たり、7年の政治解決や関西訴訟最高裁判決も踏まえ、17年4月に「今後の水俣病対策について」を発表し、これに基づき以下の施策を行っています（図7-6-1）。

- ① 医療事業について、高齢化の進展等を踏まえ、拡充を図りました。また、保健手帳については、交付申請の受付を平成17年10月に再開しました。
- ② 平成18年9月に発足した水俣病発生地域環境福祉推進室等を活用して、胎児性患者を始めとする水俣病被害者に対する社会活動支援、地域の再生・振興等の地域づくりの対策に取り組んでいます。

表7-6-2 水俣病関連年表

昭和31年 5月	水俣病公式確認
昭和34年 3月	水質二法施行
昭和40年 5月	新潟水俣病公式確認
昭和42年 6月	新潟水俣病第一次訴訟提訴（46年9月原告勝訴判決（確定））
昭和43年 9月	厚生省及び科学技術庁 水俣病の原因はチッソ（株）及び昭和電工（株）の排水中のメチル水銀であるとの政府統一見解を発表
昭和44年 6月	熊本水俣病第一次訴訟提訴（48年3月原告勝訴判決（確定））
昭和44年 12月	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（救済法）」施行
昭和48年 7月	チッソ（株）と患者団体との間で補償協定締結（昭和電工（株）と患者団体の間は同年6月）
昭和49年 9月	「公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）」施行
平成 3年 11月	中央公害対策審議会「今後の水俣病対策のあり方について」を答申
平成 7年 9月	与党三党「水俣病問題の解決について」（最終解決策）決定
12月	「水俣病対策について」閣議了解
平成 8年 5月	係争中であった計10件の訴訟が取り下げ（関西訴訟のみ継続）
平成16年10月	水俣病関西訴訟原告勝訴判決（国・熊本県の敗訴が確定）
平成17年 4月	環境省「今後の水俣病対策について」発表
5月	新潟水俣病公式確認40年
平成18年 5月	水俣病公式確認50年

資料：環境省

図7-6-1 水俣病被害救済の概要



II 認定申請等の増加

平成16年の関西訴訟最高裁判決後、20年3月末現在で5,992人（保健手帳の交付による取り下げ等を除く。）の公健法の認定申請が行われ、また、16,226人に新たに保健手帳が交付されています。

このような新たな救済を求める者の増加を受け、平成18年5月、与党（自由民主党及び公明党）に水俣病問題に関するプロジェクトチームが設置され、水俣病被害者の新たな救済策について検討が進められています。

（ウ）普及啓発及び国際貢献

毎年、公害問題の原点、日本の環境行政の原点ともなった水俣病の教訓を伝えるため、教職員や学生等を対象にセミナーを開催するとともに、開発途上国を中心とした国々の行政担当者を招いて研修を行っています。

ウ イタイイタイ病

富山県神通川流域におけるイタイイタイ病は、昭和30年10月に原因不明の奇病として学会に報告され、43年5月、厚生省が、「イタイイタイ病はカドミウムの慢性中毒によりまず腎臓障害を生じ、次いで骨軟化症を来し、これに妊娠、授乳、内分泌の変調、老化及び栄養としてのカルシウム等の不足等が誘引となって生じたもので、慢性中

毒の原因物質としてのカドミウムは、三井金属鉱業株式会社神岡鉱業所の排水以外は見当たらない」とする見解を公表しました。44年12月、神通川流域が救済法の施行とともに指定地域として指定され、49年9月には、救済法を引き継いだ公健法により第二種地域に指定されました。平成19年12月末現在の公健法の被認定者数は5人（認定された者の総数192人）です。また、富山県は指定地域における要観察者2人（19年12月末現在）について経過を観察しています。

エ 慢性砒素中毒症

宮崎県土呂久地区及び鳥根県笹ヶ谷地区における慢性砒素中毒症については、平成19年12月末現在の公健法の被認定者数は、土呂久地区で52人（認定された者の総数175人）、笹ヶ谷地区で3人（認定された者の総数21人）となっています。

（2）アスベスト（石綿）健康被害の救済

石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、健康被害を受けた方及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、健康被害の迅速な救済を図る、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）が平成18年3月に施行されました。救済給付に係る申請等については、19年度末時点で5,350件を受け付け、うち3,351件が認定、735件が不認定とされています。

救済給付に必要な費用として、平成19年度から事業主からの拠出金の徴収が開始されました。また、地方公共団体からも平成19年度から拠出が開始されました。

（3）環境保健に関する調査研究

ア 環境保健施策基礎調査等

（ア）大気汚染による呼吸器症状に係る調査研究

引き続き、全国38地域で3歳児及び6歳児を対象とした環境保健サーベイランス調査を実施しました。また、平成17年度調査分のデータ解析を行い、取りまとめた結果を19年10月に公表しました。本調査結果によると、ぜん息の有症率の変化と大気汚染物質の濃度の変化に関連性は認められませんでした。

幹線道路沿道の局地的な大気汚染と呼吸器疾患との関連を調べるため、局地的な大気汚染と健康影響に関する大規模な疫学調査「そら（SORA）プロ

ジェクト」として、既に実施している学童コホート調査、幼児症例対照調査に加え、平成19年度から成人調査を開始しました。

その他、(独)環境保全機構においても、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究を行いました。

(イ) 新たな環境要因による健康影響に関する調査研究

花粉症対策には、発生源対策、花粉飛散量予測・観測、発症の原因究明、予防及び治療の総合的な推進が不可欠なことから、関係省庁が協力して対策に取り組んでいます。スギ・ヒノキ花粉総飛散量予測及び花粉終息予測等の公表並びに花粉症と環境因子に関する調査研究を実施しました。また、これまでの調査研究の成果等を取りまとめ、花粉症のメカニズムや対策、保健指導の在り方等を盛り込んだ保健指導マニュアルを作成し、その普及に努めました。さらに、「花粉観測システム(愛称:はなこさん)」では、全国的に設置した花粉自動測定機による花粉の飛散状況を環境省ホームページ上でリアルタイムで公開しています(<http://www.env.go.jp/chemi/anzen/kafun/index.html>)。

電磁環境の健康影響については、引き続き国際機関における動向等情報収集に努めました。また、高温熱環境等の健康影響に関しては「熱中症保健指導マニュアル」及び「紫外線保健指導マニュアル」を作成し、その普及に努めました。

(ウ) その他

公健法の被認定者の高齢化に伴い生ずる、認定

疾病に起因する療養生活上の問題に対応するため、生活機能向上のためのプログラムの開発のための調査研究を行いました。

イ 重金属等の健康影響に関する総合研究

メチル水銀の毒性メカニズム、低濃度メチル水銀へのばく露による健康影響等、いまだ十分に解明されていない課題に対応するため、基礎的研究及び応用的研究の推進、情報収集・整理等により、水俣病やメチル水銀に関する最新の知見の収集に努めました。

イタイイタイ病の発症の仕組み及びカドミウムの健康影響については、なお未解明な事項もあるため、基礎医学的な研究や富山県神通川流域の住民を対象とした健康調査などを引き続き実施し、その究明に努めました。

ウ 石綿による健康影響等に関する調査

石綿を取り扱っていた事業場周辺においては一般環境を経由した石綿ばく露による健康被害の可能性があるため、横浜市鶴見区、岐阜県羽島市、大阪府泉南地域、兵庫県尼崎市、奈良県及び佐賀県鳥栖市の6地域において、健康リスク調査として、住民を対象とした胸部X線及びCT検査を実施し、石綿ばく露の地域的広がりや石綿関連疾患の発症リスクに関する実態把握を行いました。また、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく被認定者に関する医学的所見やばく露状況の解析調査を行い、全国的な石綿による健康被害に関する実態把握を行いました。

2 公害紛争処理等

(1) 公害紛争の処理状況

公害紛争については、公害等調整委員会及び都道府県に置かれている都道府県公害審査会等が公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)の定めるところにより処理することとされています。公害紛争処理手続には、あっせん、調停、仲裁及び裁定の4つがあります。

公害等調整委員会は、裁定を専属的に行うほか、重大事件(水俣病やイタイイタイ病のような事件)や広域処理事件(航空機騒音や新幹線騒音)などについて、あっせん、調停及び仲裁を行い、都道府県公害審査会等は、それ以外の紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行っています。

ア 公害等調整委員会に係属した事件

平成19年中に公害等調整委員会が受け付けた公害紛争事件は5件で、これらに前年から繰り越された13件を加えた計18件(調停事件2件、責任裁定事件11件、原因裁定事件5件)が19年中に係属しました。その内訳は、表7-6-3のとおりです。このうち19年中に終結した事件は5件で、残り13件が20年に繰り越されました。

終結した主な事件としては、富山地方裁判所から原因裁定を求める囑託があった『富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定囑託事件』があります。この事件では、被告が行った出し平ダムの排砂と黒部川河口海域で刺し

表7-6-3 公害等調整委員会に係属した事件

調停事件	①伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件	1件
	②不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	1件
責任裁定事件	①名古屋市における道路騒音被害責任裁定申請事件	1件
	②川崎市における土壤汚染財産被害責任裁定申請事件	1件
	③渋谷区におけるビル建設工事騒音被害等責任裁定申請事件	1件
	④神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件	1件
	⑤上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	1件
	⑥羽咋市における土壤汚染財産被害責任裁定申請事件	1件
	⑦久喜市における東北新幹線振動被害責任裁定申請事件	1件
	⑧八代市における製紙工場振動被害責任裁定申請事件	2件
	⑨港区における粉じん等財産被害責任裁定申請事件	1件
	⑩高知県須崎市における防波堤工事による漁業被害責任裁定申請事件	1件
原因裁定事件	①富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件	1件
	②茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	1件
	③銚子市における汚水による土壤汚染被害等原因裁定申請事件	1件
	④横浜市におけるマンション建設工事による家屋損傷原因裁定申請事件	1件
	⑤和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件	1件

資料：公害等調整委員会

網漁業及びワカメ栽培業を営む原告が受けた漁業被害との因果関係の有無についての原因裁定が求められ、公害等調整委員会は、養殖ワカメの収穫不振については排砂との因果関係を認める裁定を行いました。

イ 都道府県公害審査会等に係属した事件

平成19年中に都道府県の公害審査会等が受け付けた公害紛争事件は38件で、これに前年から繰り越された43件を加えた計81件（調停事件79件、義務履行勧告申出事件2件）が19年中に係属しました。このうち19年中に終結した事件は39件で、残り42件が20年に繰り越されました。

ウ 公害紛争処理に関する連絡協議

公害紛争の適切な処理を図るため、公害紛争処

理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議等を開催し、公害等調整委員会及び都道府県公害審査会等の相互の情報交換・連絡協議に努めました。

(2) 公害苦情の処理状況

ア 公害苦情処理制度

公害紛争処理法においては、地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるものと規定され、公害等調整委員会は、地方公共団体の長に対し、公害に関する苦情の処理状況について報告を求めるとともに、地方公共団体が行う公害苦情の適切な処理のための指導及び情報の提供を行っています。

イ 公害苦情の受付状況

平成18年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口で受け付けた苦情件数は97,713件で、前年度に比べ2,058件増加しました（対前年度比2.2%増）。

このうち、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭のいわゆる典型7公害の苦情件数は67,415件で、前年度に比べ423件増加しました（対前年度比0.6%増）。

一方、廃棄物投棄など典型7公害以外の苦情件数は30,298件で、前年度に比べて1,635件増加しました（対前年度比5.7%増）。種類別に見ると、廃棄物投棄が15,064件（典型7公害以外の苦情件数の49.7%）で、前年度に比べて640件増加（対前年度比4.4%増）、その他が15,234件で、前年度に比べて995件増加しました（対前年度比7.0%増）。

ウ 公害苦情の処理状況

平成18年度の典型7公害の苦情処理件数のうち、48,281件（77.4%）が、苦情を受け付けた地方公共団体により、1か月以内に処理されました。

エ 公害苦情処理に関する指導等

地方公共団体が行う公害苦情の処理に関する指導などを行うため、公害苦情の処理に当たる地方公共団体の担当者を対象とした公害苦情相談研究会及び公害苦情相談員等ブロック会議を開催しました。

3 環境犯罪対策

(1) 環境犯罪対策の推進

環境犯罪について、特に廃棄物の不法投棄事犯等を重点対象として、組織的・広域的な事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯等を中心に取締りを推進しました。平成19年中に検挙した環境犯罪の検挙件数は7,435件（18年中は6,715件）で、過去5年間における環境犯罪の法令別検挙件数の推移は、表7-6-4のとおりです。

(2) 廃棄物事犯の取締り

平成19年中に廃棄物処理法違反で検挙された6,709件（18年中は5,918件）の態様別検挙件数は、表7-6-5のとおりです。このうち不法投棄事犯が60.4%（18年中は65.9%）、また、産業廃棄物事犯が23.7%（18年中は23.7%）を占めています。

(3) 水質汚濁事犯の取締り

平成19年中の水質汚濁防止法違反に係る水質汚濁事犯の検挙件数は10件（18年中は5件）でした。

(4) 検察庁における環境関係法令違反事件の受理・処理状況

平成19年中における罪名別環境関係法令違反事件の通常受理・処理人員は、表7-6-6のとおりです。受理人員は、廃棄物処理法違反の8,571人が最も多く、全体の約88.7%を占め、次いで、鳥獣保護法違反（442人）となっています。処理人員は、起訴人員が6,158人、不起訴人員が3,109人となっており、起訴率は約66.5%となっています。起訴人員のうち公判請求された者は741人、略式命令請求された者は5,417人となっています。最近5年間に検察庁で取り扱った環境関係法

表7-6-4 環境犯罪の法令別検挙件数の推移（平成15年～平成19年）

（単位：件）

区分	年次	15年	16年	17年	18年	19年
総数		3,911	4,377	5,541	6,715	7,435
廃棄物処理法		3,784	3,989	5,039	5,918	6,709
水質汚濁防止法		5	1	6	5	10
その他 ^(注1)		122	387	496	792	716

注1：その他は、種の保存法、鳥獣保護法、自然公園法等である。

資料：警察庁

表7-6-5 廃棄物処理法違反の態様別検挙件数（平成19年）

（単位：件）

区分	態様	不法投棄	委託違反 ^(注1)	無許可処理業 ^(注2)	その他	計
総数		4,051	187	85	2,386	6,709
	産業廃棄物	535	167	46	843	1,591
	一般廃棄物	3,516	20	39	1,543	5,118

注1：委託基準違反を含み、許可業者間における再委託違反は含まない。

注2：廃棄物の無許可収集運搬業、同処分業及び同処理施設設置を示す。

資料：警察庁

表7-6-6 罪名別環境関係法令違反事件通常受理・処理人員（平成19年）

罪 名	受理	処 理			起訴率 (%)
		起訴	不起訴	計	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	8,571	5,645	2,574	8,219	68.7
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	442	286	151	437	60.5
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	431	131	272	403	32.5
漁業調整規制（水産資源保護法4条1項4号に基づくもの）	49	37	22	59	62.7
水質汚濁防止法	45	15	24	39	38.5
動物の愛護及び管理に関する法律	33	12	20	32	37.5
その他	89	32	46	78	41.0
合計	9,660	6,158	3,109	9,267	66.5

注：起訴率は、 $\frac{\text{起訴人員}}{\text{起訴人員} + \text{不起訴人員}} \times 100$ による。

資料：法務省

令違反事件の受理・処理人員の推移は、表7-6-7のとおりです。19年中の通常受理人員は9,660人で、前年より1,226人増加しています。

表7-6-7 環境関係法令違反事件通常受理・処理人員の推移

年次	通常受理人員	処 理 人 員			起訴率
		起 訴	不起訴	計	
平成15年	5,468 (100)	3,805	1,622	5,427	70.1
16年	6,024 (110)	4,058	1,843	5,901	68.8
17年	7,223 (132)	4,794	2,259	7,053	68.0
18年	8,434 (154)	5,528	2,582	8,110	68.2
19年	9,660 (177)	6,158	3,109	9,267	66.5

注1：() 内は、平成15年を100とした指数である。
 2：起訴率は、 $\frac{\text{起訴人員}}{\text{起訴人員} + \text{不起訴人員}} \times 100$ による。
 資料：法務省

第7節 環境教育・環境学習の推進及び環境保全活動の促進

1 環境教育・環境学習の推進

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）及び同法に基づく基本方針に基づき、総合的な学習の時間におけるNPO等の外部人材の活用推進事業等を行うとともに、人材認定等事業の登録を行い、登録した事業についてインターネットによる情報提供を行いました。

さらに、行政、事業者、民間団体、個人が連携を図りつつ、幼児から高齢者までのそれぞれの年

齢層に対して、学校、家庭、地域、職場、野外活動の場等多様な場において、環境教育・環境学習を総合的に推進することが重要であり、表7-7-1に例示するような各種施策を実施しました。

また、中国の北京において開催された第8回日中韓環境教育ワークショップ・シンポジウムに参加し、「環境教育－都市の大気環境改善のために」及び「日中韓三カ国環境教育ネットワーク」をテーマに意見交換を行いました。

表7-7-1 環境教育・環境学習に関する施策の例

	施策名	実施省	概要
人材の育成	環境教育リーダー研修基礎講座	文部科学省 環境省	教員及び地域の活動実践リーダーを対象に環境教育の基本的知識の習得と体験学習を重視した研修を行い、学校の児童生徒や地域の人々に対する環境教育・環境学習を推進。
	森林環境教育活動の条件整備促進対策事業	農林水産省	企画・調整力を有する質の高い人材育成のための研修、活動や施設等の評価基準の策定、学校林の整備・活用を行うモデル学校林の設定等を実施。
	環境学習フェア等	文部科学省	環境教育担当教員の資質向上のため、環境学習フェア・環境教育担当教員講習会（全国2地区）を開催。
	海辺の達人養成講座	国土交通省	18歳以上を対象にした、海辺やみなどで楽しく安全に活動するための十分な知識と技量を兼ね備えた指導者の育成を実施。
	利用の適正化等に関する人材育成	環境省	自然公園指導員に対する研修の実施、パークボランティアの養成、自然解説活動における指導員の育成等を実施。
	水俣病経験の普及啓発セミナー	環境省	小・中・高等学校の先生、環境・教育を学び学生等を中心にNPOや環境に興味のある一般市民を対象に水俣病経験の普及啓発セミナーを実施。
	エコインターンシッププログラム	環境省	大学（院）生に企業の環境管理に関する業務を体験してもらうために、企業の環境管理部門に派遣するとともに、シンポジウムを開催してその成果を学生・企業・市民に発信。
	持続可能なアジアに向けた大学院等における環境人材育成事業	環境省	「持続可能なアジアに向けた大学院等における環境人材育成ビジョン」を策定し、国内外大学院ネットワークシステムの構築支援、大学院・地域連携型環境教育指導者育成の実践、大学における基礎プログラムの開発等を実施。
	環境教育実践普及事業	文部科学省	環境のための地球学習観測プログラム（GLOBE）モデル校（19校）を指定するなど、環境教育に関する優れた実践を促し、その成果を全国へ普及。
	地球温暖化問題に関する児童・生徒への効果的な環境教育実施事業	環境省	児童・生徒が、地球温暖化問題の重大性を正しく認識・理解し、地球温暖化防止のための行動が「習慣」として実行できるようにするため、学校向け学習教材を作成するとともに、教材を有効に活用するためのモデル授業を行う。
情報の提供	環境教育・環境学習に関する総合的な情報提供	文部科学省 環境省	環境教育・環境学習に関する多様な情報を収集し、インターネットで幅広く提供する総合的なデータベースを公開、運用。
	海洋環境保全教室の開催	国土交通省	海洋環境保全思想の普及を図るため、民間ボランティア団体と協力して、幼稚園、小中学校等において、環境紙芝居の上演、講和、簡易水質検査等を行う。
	海洋環境保全講習会の開催	国土交通省	海事・漁業関係者を対象として、油、有害液体物質等の排出防止及びびルジ等の適正処理、廃棄物及び廃船の適正処理、ゴミの投棄防止等について指導・啓発を行う。
	気候講演会	国土交通省	国民への知識の普及・啓発を目的に、地球温暖化等の気候問題の科学的背景やその影響についての講演会を「地球温暖化が沖縄の島々に与える影響」（7月、沖縄）、「地球温暖化と異常気象」（1月、東京）と題して実施。
	大気環境保全に関する普及啓発事業	環境省	市民参加による酸性雨の簡易測定の実施、「大気汚染防止月間」における各種キャンペーン、全国星空継続観察、首環境モデル都市事業等の大気環境保全に関する普及啓発の実施。
	水環境保全に関する普及啓発事業	環境省	河川における水生生物による水質調査の実施、身近な水辺の整備等の水環境の保全に関する普及啓発の実施。
	かんたん化学物質ガイド	環境省	家庭等の身近なところから排出される化学物質について考える機会を提供するよう、子どもにも分かりやすい小冊子を作成、配布するとともに、インターネットで公開。
	省庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクト	文部科学省 農林水産省 国土交通省 環境省 経済産業省	関係機関・団体が協働して地域の自然・文化・人材などの資源を集約し、青少年に多様な体験活動の機会と場を継続的に提供する事業を実施。
	エコスクールパイロット・モデル事業	文部科学省 経済産業省 農林水産省 環境省	環境負荷の低減や自然との共生に対応するとともに、環境教育の教材として活用できる学校施設の整備を目的として、太陽光発電、木材利用、雨水利用など環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を推進。（平成19年度：79校認定）
	「子どもの水辺」再発見プロジェクト	文部科学省 国土交通省 環境省	子どもたちの自然体験活動の場として河川利用を促進。
場や機会の拡大	自然再生事業対象地の環境学習への活用	農林水産省 環境省	自然再生事業において、その対象地が自然環境学習の場として活用されるよう必要な協力を努める。
	子どもパークレンジャー事業	文部科学省 環境省	子どもたちが自然保護や環境保全の大切さを学ぶため、全国各地の国立公園等において、自然保護官の行う環境保全活動等に参加する事業を実施。
	豊かな体験活動推進事業	文部科学省	「体験活動推進地域・推進校」、「地域間交流推進校」の指定に加え、新たに「学校教育における人間力向上のための長期宿泊体験活動推進プロジェクト」を実施し、他校のモデルとなる体験活動に取り組み、その成果を全国に普及。
	国立青少年教育施設における環境学習事業	文部科学省	独立行政法人国立青少年教育振興機構において、青少年の環境学習に資する事業を実施。
	森林を活用した長期体験活動の促進及び普及	農林水産省	森林を活用した長期体験活動の実態把握と調査結果の分析を通じた活動プログラムの開発や普及啓発を実施。
	遊々の森	農林水産省	国有林のフィールドを学校等の体験学習の場として利用できる「遊々の森」の設定を推進。
	森林環境教育窓口設置	農林水産省	自然体験等に関する幅広い相談に応じるため、森林環境教育に関する相談窓口を全国の森林管理局・署に設置。
	学びのよりの推進	農林水産省	子どもたちの継続的な森林体験活動を通じた森林環境教育の場、市民参加や林業後継者育成に資する林業体験学習の場等の森林・施設を整備を実施。
	地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業	農林水産省	植樹祭等の緑化行事等の普及啓発や企業の社会貢献活動としての森林づくりをはじめとする森林ボランティア活動等への支援を実施。
	水辺の楽校プロジェクト	国土交通省	川を活かした環境教育の推進を図るため自然環境あふれる安全な水辺を創出。
国際的な取組	子どもの水辺サポートセンター	国土交通省	ライフジャケットの貸し出しなど、水辺での活動の推進や水資源問題の啓発を実施する「子どもの水辺サポートセンター」を開設。（URL: http://www.mizube-support-center.org/ ）
	環境学習の拠点となる都市公園等整備事業	国土交通省	国営公園における環境学習に資するフィールドの整備、自然環境の保全、環境学習プログラムの提供や地方公共団体による身近な自然とふれあう環境ふれあい公園の整備等を推進。
	海辺の自然学校	国土交通省	港湾等における干潟・藻場・砂浜等の豊かな自然を市民が体験する場と機会を提供することにより、海辺の環境に対する理解を深め、良好な自然環境の保全と、安全で豊かな海辺環境の形成を推進。
	世界子ども水フォーラム・フォローアップ	国土交通省	子どもたちが水に関わる諸問題について継続的に考える場を提供。
	我が家の環境大臣事業	環境省	家庭における環境保全活動・環境教育がさらに推進されるよう、「エコファミリー」、「我が家の環境大臣」の任命、及びエコライフに関する情報、教材、体験の機会等をインターネットを活用しつつ広く提供する。
	こどもエコクラブ事業	環境省	子どもたちの地域における自主的な環境活動・環境学習を支援するため、「こどもエコクラブ」の結成、登録の呼びかけを実施。
	環境教育出前教材（「エコ学習トランク」）普及事業	環境省	環境教育の地域格差を解消し、環境保全に向けて自ら行動できる人づくりを行うため、環境問題全般を網羅した、誰もが容易に指導、学習することのできる環境教育・学習出前授業用のパッケージ教材（「エコ学習トランク」）の全国への普及を推進。
	EXTEND2005身近な野生生物の観察事業	環境省	生態系を視野においた化学物質問題への取組の一環として、地域レベルでの身近な野生生物の継続的観察を支援する事業を実施。
	学校エコ改修と環境教育事業	環境省	学校校舎における環境負荷低減のための改修等のハード整備と、これを活用した学校、地域での環境教育事業等のソフト事業を一体的に推進するモデル事業を実施。
	国立公園等の施設整備	環境省	国立・国定公園等の歩道、キャンプ場等の基幹的利用施設、高度な自然学習や自然探勝のフィールド、エコミュージウム等の整備を推進。
自然とのふれあいの推進	環境省	「自然とふれあうみどりの日の集い」（4月）や「全国自然歩道を歩こう月間」（10月）、「平成19年度自然公園ふれあい全国大会」（11月）など、自然とふれあう様々な行事を全国各地で実施。	
日中韓環境教育ワークショップ・シンポジウム開催	環境省	日本、中国、韓国三カ国の環境共同体意識の向上を図るため、日中韓環境教育ネットワークのワークショップ・シンポジウムを毎年開催。	
アジア協力対話（ACD）環境教育推進対話	外務省	「地球温暖化対策としての環境教育」をテーマに各国に於ける地球温暖化の影響と対策、特に環境教育が果たす役割に焦点を当て、アジア諸国の取組みについて意見交換を実施。	

2 環境保全活動の促進

(1) 民間団体等による環境保全活動の促進

ア 市民、事業者、民間団体による環境保全活動の支援

事業者や市民が行う環境保全活動に対して助言・指導を行う環境カウンセラーを平成19年度までに4,380名登録し、インターネット上で公開しました。また、地域環境保全基金等による地方公共団体の環境保全活動促進施策を支援するため、関連する情報の収集、提供等を行いました。

地球環境基金では、国内外の民間団体が行う環境保全活動に対する助成やセミナー開催など民間団体による活動を振興するための事業を行いました。このうち、19年度の助成については、381件の助成要望に対し、174件、総額約6.1億円の助成決定が行われました（表7-7-2）。

さらに、森林ボランティアを始めとした企業、NPO等多様な主体が行う森林づくり活動等を推進するための事業及び緑の募金を活用した活動を推進しました。

イ 各主体のパートナーシップによる取組の促進

環境省は、事業者、市民、民間団体等あらゆる主体のパートナーシップの取組支援や交流の機会を提供する拠点として、国連大学との共同事業に

より開設している「地球環境パートナーシッププラザ」において、パートナーシップへの理解と認識を深めるための行政職員等を対象としたワークショップやセミナー、市民や民間団体等の声を政策に反映することを目的とした意見交換会などを開催しました。また、地方での環境パートナーシップ形成促進拠点として「地方環境パートナーシップオフィス」を全国各ブロック（7か所）に設置しています。

また、NGO／NPOや企業からの優れた政策提言を環境政策に反映することを目的に環境政策提言を募集し、発表の場として「NGO／NPO・企業環境政策提言フォーラム」を開催するとともに、実現可能性のある提案を対象として調査を実施しました。

(2) ライフスタイルの変革に向けた取組

環境と調和した国民生活の促進のため、省資源・省エネルギーに関し、各種の普及啓発活動等を実施するとともに、民間団体による先駆的かつ効果的な実践活動等をモデル的に実施しました。また、マイバッグを持参する、過剰包装を避ける、詰め替え商品を選ぶなど日常の買い物におけるごみの減量化や省資源化を進めるため、平成19年10月に消費者に対して環境にやさしい買い物の実践を呼び掛けるキャンペーンを、全国のコンビニエンスストア、スーパー、生活協同組合、百貨店、商店街等の協力を得ながら都道府県等と共同で実施しました。

また、エコドライブの普及推進については、エコドライブ普及連絡会において平成18年6月に策定した「エコドライブ普及・推進アクションプラン」及び平成18年10月に新たに策定した「エコドライブ10のすすめ」に基づき、「エコロード・キャンペーン」や地方公共団体との連携等を通じてその普及啓発を実施しました。

表7-7-2 平成19年度の助成要望と採択の状況（実績）

活動区分	助成要望件数 (要望総額)	採択件数 (助成総額)
イ 国内民間団体の開発途上地域環境保全	97件 (503百万円)	44件 (178百万円)
ロ 海外民間団体の開発途上地域環境保全	14件 (56百万円)	5件 (18百万円)
ハ 国内民間団体の国内環境保全	270件 (1,057百万円)	125件 (414百万円)
合計	381件 (1,616百万円)	174件 (610百万円)

注：助成総額は活動区分ごとに百万円単位で四捨五入しているため、助成総額の合計金額と一致しない。
資料：独立行政法人環境再生保全機構

3 「国連持続可能な開発のための教育の10年」の取組

「国連持続可能な開発のための教育の10年」（平成17年～26年）の推進のため、18年3月に決定した我が国における実施計画に基づき、パンフレット等を通じた普及啓発、地域における実践、

アジアの環境人材を育成するためのビジョン策定や大学院のネットワーク化等の高等教育機関における取組の支援を重点的に行いました。

4 環境研修の推進

環境調査研修所においては、国及び地方公共団体等の職員等を対象に、行政研修、国際研修、分析研修及び職員研修の各種研修を実施しています。

平成19年度においては、行政研修15コース(17回)、国際研修8コース(8回)(日中韓三カ国合同環境研修の協同実施を含む。)、分析研修17コース(22回)及び職員研修9コース(10回)の合計49コース(57回)を実施しました。また、JICA水環境モニタリングコース研修を受け入れました。19年度の研修修了者は、2,090名(前年度2,004名)となりました。修了者の研修区分別数は、行政研修(職員研修含む)が1,607名、国際研修が192名、分析研修が291名でした。その

他、JICA水環境モニタリングコース研修の修了者が10名でした。所属機関別の修了者の割合は、国が19.7%、地方公共団体が76.8%、特殊法人等が3.5%となっています。

行政研修では、環境中の汚染物質等を常時監視する業務の重要性にかんがみ、環境モニタリング技術研修を新たに実施しました。国際研修では、第7回日中韓三カ国合同環境研修を日本がホスト国となって協同実施しました。分析研修では、アスベストの分析について、**大気汚染防止法**に基づくマニュアル法の研修(石綿マニュアル法研修)及び、より高度なアスベスト分析法の研修(アスベスト分析研修)の2コースを新たに実施しました。

第8節 社会経済のグリーン化の推進に向けた取組

1 経済的措置

(1) 経済的助成

ア 政府関係機関等の助成

政府関係機関等による環境保全事業の助成については、表7-8-1のとおりでした。

イ 税制上の措置等

平成19年度税制改正において、①低公害車の取得に係る自動車取得税の軽減措置について軽減対象を重点化した上で延長、②低公害車用燃料供

表7-8-1 政府関係機関等による環境保全事業の助成

小規模企業設備資金制度による融資	「小規模企業者設備導入資金助成法」(昭和31年法律第115号)に基づき、小規模企業者に対するの、貸付け、割賦販売・リース。この一環として、公害防止施設に対する融資等。
中小企業金融公庫、国民生活金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫による融資	産業公害防止施設等に対する特別貸付。
独立行政法人中小企業基盤整備機構による融資	騒音、ばい煙などの公害問題等により操業に支障を来している中小企業者が、集団で工場適地に移転する工場の集団化事業等に対する設備資金の融資等。 また、相談窓口を設置し、専門員が環境・安全関連の法律等に関する質問や相談に対応。
日本政策投資銀行による融資	京都議定書目標達成計画促進事業、アスベスト対策事業、公害防止施設、廃棄物対策設備、都市環境整備事業、環境関連技術開発や環境配慮型経営促進事業などに対する融資。
農林漁業金融公庫による融資	地域及び経営の実情、環境汚染の実態等に応じた環境保全対策に必要な家畜排せつ物処理施設の設置等に要する資金の融通。
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による融資	金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく使用済特定施設に係る鉱害防止事業に必要な資金、鉱害防止事業基金への拠出金及び公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号)による事業者負担金に対する融資。

資料：財務省、農林水産省、経済産業省、環境省

給設備に係る固定資産税の特例措置の延長、③公害防止用設備の特別償却制度について対象設備の見直し等を行った上で延長、④再商品化設備等の特別償却制度について対象設備の見直しなどの措置を講じました。

(2) 経済的負担

ア 基本的考え方

環境への負荷の低減を図るために経済的負担を課す措置については、その具体的措置について判断するため、地球温暖化防止のための二酸化炭素排出抑制、廃棄物の抑制などその適用分野に応じ、これを講じた場合の環境保全上の効果、国民経済に与える影響及び諸外国の活用事例等につき、調査・研究を進めました。

平成19年度においては、経済的措置の検討が深められた事例として以下のようなものがあります。

(ア) 環境税の検討状況

地球温暖化防止のための環境税について、環境省は、平成16年、17年、18年に引き続き、19年も創設要望を提出しました。

これを受けて、税制改正論議において活発な議論が行われ、政府税制調査会では、平成19年11月の「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」において、「環境税については、国・地方の温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や国際競争力に与える影響、既存エネル

ギー関係諸税との関係等を十分に踏まえ、総合的に検討していくべき課題である。」と答申しました。

また、平成20年3月に改定された京都議定書目標達成計画において、「地球温暖化防止のための環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。」とされています。

(イ) 地方公共団体における環境関連税制の導入の動き

地方公共団体において、環境関連税の導入の検討が進められています。例えば、産業廃棄物の排出量又は処分量を課税標準とする税について、平成20年3月末現在、28の地方公共団体で条例が制定され施行されました。税収は、主に産業廃棄物の発生抑制、再生、減量、その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てられています。

また、森林整備等を目的とする税が23県において導入され、今後さらに6県において導入が予定されています。例えば、高知県では、県民税均等割の額に500円を加算し、その税収を森林整備等に充てるために森林環境保全基金を条例により創設するなど、実質的に目的税の性格を持たせたものとなっています。

2 環境配慮型製品の普及等

(1) グリーン購入の推進

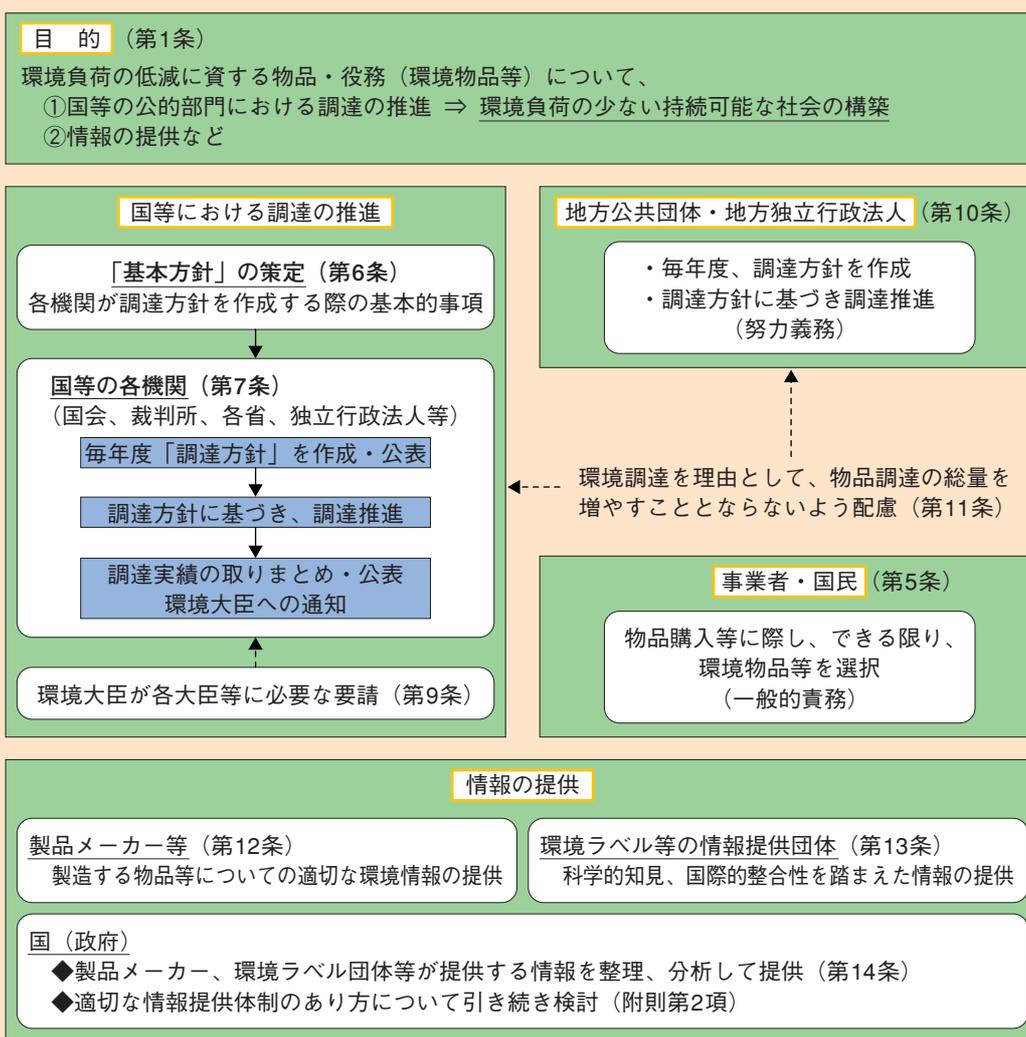
グリーン購入法(図7-8-1)に基づき、国等の各機関では、基本方針に即して平成19年度の環境物品等の調達方針を定め、これに基づいて環境物品等の調達を推進しました。また、18年度の調達実績を取りまとめ、公表しました。

基本方針に定められた、国等の各機関が特に重点的に環境物品等を調達することにより、環境物品等への市場の転換を推進すべき品目である特定調達品目及びその判断の基準等については、その開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜品目の追加・見直しを行っていくこととしています。平成19年度においても20年2月に基本方針の変更(変更後、特定調達品目は18分野237品目)について閣議決定しました。

地方公共団体については、すべての都道府県、政令指定都市が調達の方針を作成してグリーン購入に取り組んでいます。その取組をさらに促すため、基本方針の変更について、地方公共団体を対象とした説明会を全国10か所において開催しました。

グリーン購入の推進のためには、各地域において行政、地元の事業者、住民等によるネットワークが組織されることが重要です。そこで、グリーン購入地域ネットワークの構築を推進するために、地方公共団体、消費者、事業者等に対し、情報提供や啓発のためのセミナーを開催しました。また、環境物品等の情報を購入者に提供するため、製造者等によるグリーン購入法の特定調達物品(基本方針の判断の基準を満たす物品)に関する

図7-8-1 グリーン購入法の仕組み
 国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）



資料：環境省

情報の提供の場として「グリーン購入法特定調達物品情報提供システム」を運用し、定期的に更新しました。さらに、各主体のグリーン購入への取組を推進するため、様々な団体のグリーン購入に関する情報を紹介する「グリーン購入取組事例データベース」を運用し、定期的に更新しました。

(2) 環境配慮契約（グリーン契約）

製品やサービスを購入する際に環境負荷ができるだけ少なくなるようにする契約である環境配慮契約を推進するため、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という）（図7-8-2）が11月に施行されました。環境配慮契約法は、国の各機関や独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体などの公的機関

を対象とし、価格だけでなく環境負荷をも考慮した契約を推進するものです。

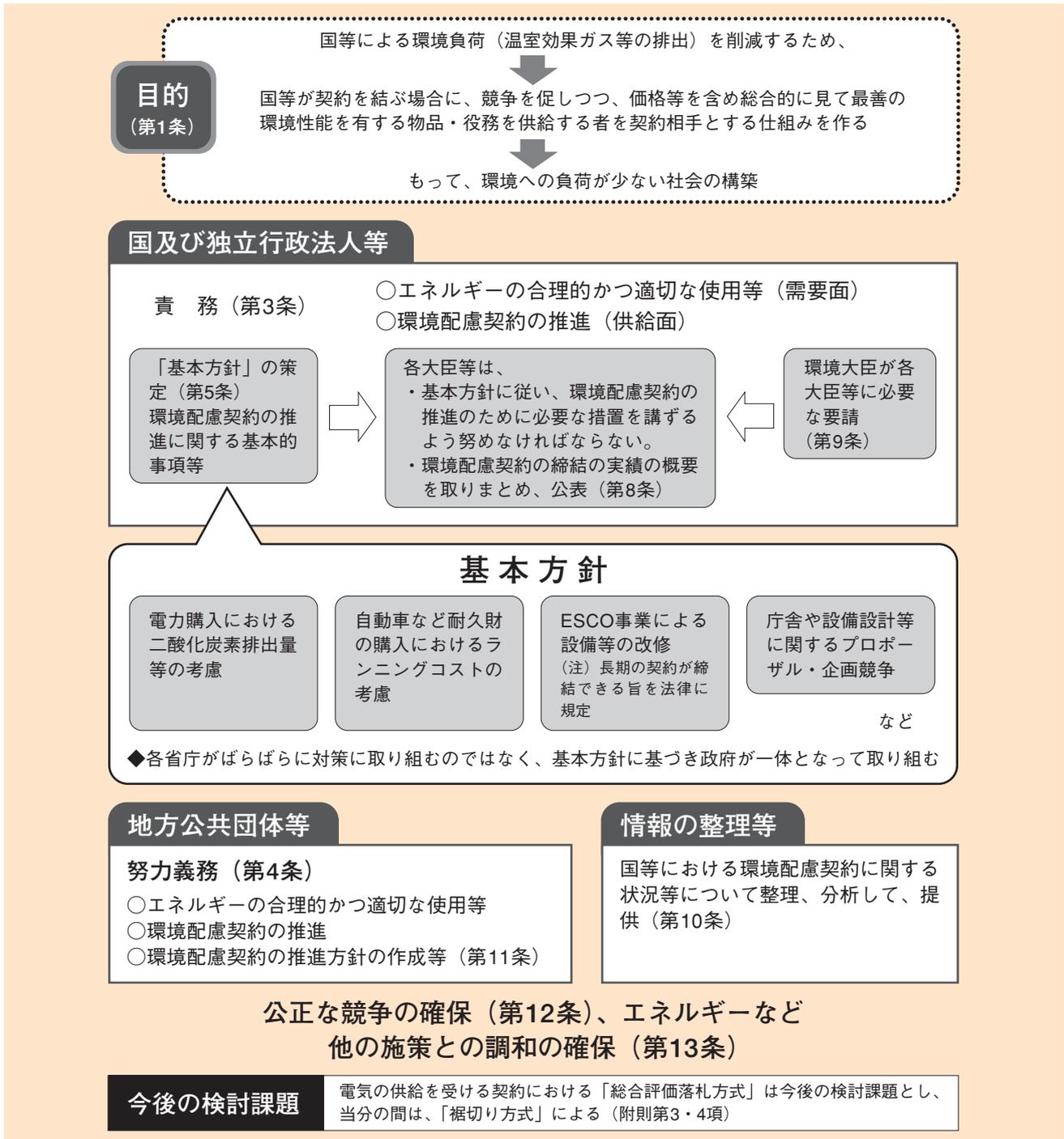
平成19年12月に閣議決定された基本方針では、電力、自動車、ESCO（省エネルギー改修）、建築の4分野における契約について、具体的な環境配慮の仕方や手続について定めています。国及び独立行政法人等は、この基本方針に従って環境配慮契約に取り組む義務があり、機関ごとに契約の締結実績を公表することになります。

環境配慮契約法及び基本方針の内容について国の地方支分部局、地方公共団体などを対象とした説明会を全国47都道府県で開催しました。

(3) 環境ラベリング

消費者が環境負荷の低い製品を選択する際に適切な情報を入手できるように、環境ラベルその他

図7-8-2 環境配慮契約法の構造



の手法による情報提供を進めました。日本唯一のタイプI環境ラベル（ISO14024準拠）であるエコマーク制度では、ライフサイクルを考慮した指標に基づく新しい商品類型を整備しており、平成20年3月末現在、エコマーク対象商品類型数は47、認定商品数は5,239となっています。

事業者の自己宣言による環境主張であるタイプII環境ラベルや民間団体が行う環境ラベル等の情報提供制度を整理、分析して提供する「環境ラベ

ル等データベース」を運用し、定期的に更新しました。また、環境表示を行う事業者及び事業者団体、又は、事業者以外の認定（認証）制度を運用する第三者機関を対象に、グリーン購入を促進させる上で必要な情報提供の在り方等についてまとめた「環境表示ガイドライン」を作成・公表しました。

購入者に対して製品やサービスの環境情報を定量的に開示するタイプIII環境ラベル（ISO14025

準拠)であるエコリーフの普及を進めました。平成20年3月末現在のラベル公開数は、441件となっています。

さらに、タイプⅢ環境ラベルのISO14025を基にしたJIS原案を作成しました。

また、環境物品を国際的に流通させてグリーン購入の取組を推進するためには、各国の環境ラベル制度における基準の共通化等が必要であるため、我が国のエコマークを中心に、各国環境ラベル間の相互認証に関する調査・分析を行いました。

(4) 標準化の推進

日本工業標準調査会 (JISC) は、平成19年度、「環境マネジメントー環境コミュニケーションー指針及びその事例」「電気・電子機器の資源再利用指標などの算定及び表示の方法」などの環境JIS制定・改正を行いました。また、環境関連法

令等の中での環境JISの位置づけを確認しながら自治体・企業・消費者のグリーン購入における環境JIS活用状況の調査・検討を行いました。

(5) ライフサイクルアセスメント (LCA)

製品やサービスに関するライフサイクルアセスメントの手法について、投入される資源、エネルギー量と生産される製品及び排出物のデータ収集、定量化などを行うインベントリ分析や、インベントリ分析の結果を各種環境影響カテゴリーに分類し、それを使用して環境影響の大きさと重要度を分析するインパクト評価の手法などの調査・研究の成果を、データベースの運用などにより普及を進めるとともに、全国6か所に地域拠点機関を設け、LCA手法を活用して、企業における環境配慮設計の導入を支援し、環境配慮製品 (エコプロダクツ) の開発・市場拡大を促進しました。

3 事業活動への環境配慮の組み込みの推進

(1) 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムについて、情報提供等を行い、幅広い事業者への普及を図りました。特に、取組が遅れている中小企業者への普及を図るため、中小企業者向けに策定された「エコアクション21」(環境活動評価プログラム) について認証取得者へのアンケート調査や意見交換会を行いました。要求事項を定めた国際規格であるISO14001及びこれを翻訳した日本工業規格JISQ14001について、この情報提供等を行うとともに中小企業への環境マネジメントシステムの普及を図るため、環境マネジメントシステムの認証登録を要件とする低利融資制度により、事業者のISO14001認証取得及びそれに伴う環境対策投資の支援等を実施しました。平成20年3月末現在、環境マネジメントシステムISO14001の審査登録件数は約2万件、エコアクション21の審査登録件数は約2千件です。

(2) 環境会計

事業者による効率的かつ効果的な環境保全活動の推進に資する環境会計手法の確立に向けて、環境会計におけるストック概念についての検討を行いました。また、諸外国における環境会計を含めた環境情報開示の動向についての調査を実施しました。このほか、企業経営に役立つ環境管理会計

の一手法である、廃棄物削減と生産性向上を同時に実現するマテリアルフローコスト会計を大企業・中小企業へ普及・促進させるため、普及事業の拠点となる事業者団体等におけるセミナー、シンポジウム、研修会の開催、導入実証事業と同会計の普及指導を担う人材育成のためのインターシップ事業を実施しました。さらに、マテリアルフローコスト会計を国際標準規格とするよう、国際標準化機構 (ISO) のTC207 (環境マネジメント) に対し、正式に新業務項目提案を行い、平成20年3月、加盟国の投票の結果、同会計の規格化作業の開始が採択されました。

(3) 環境報告書

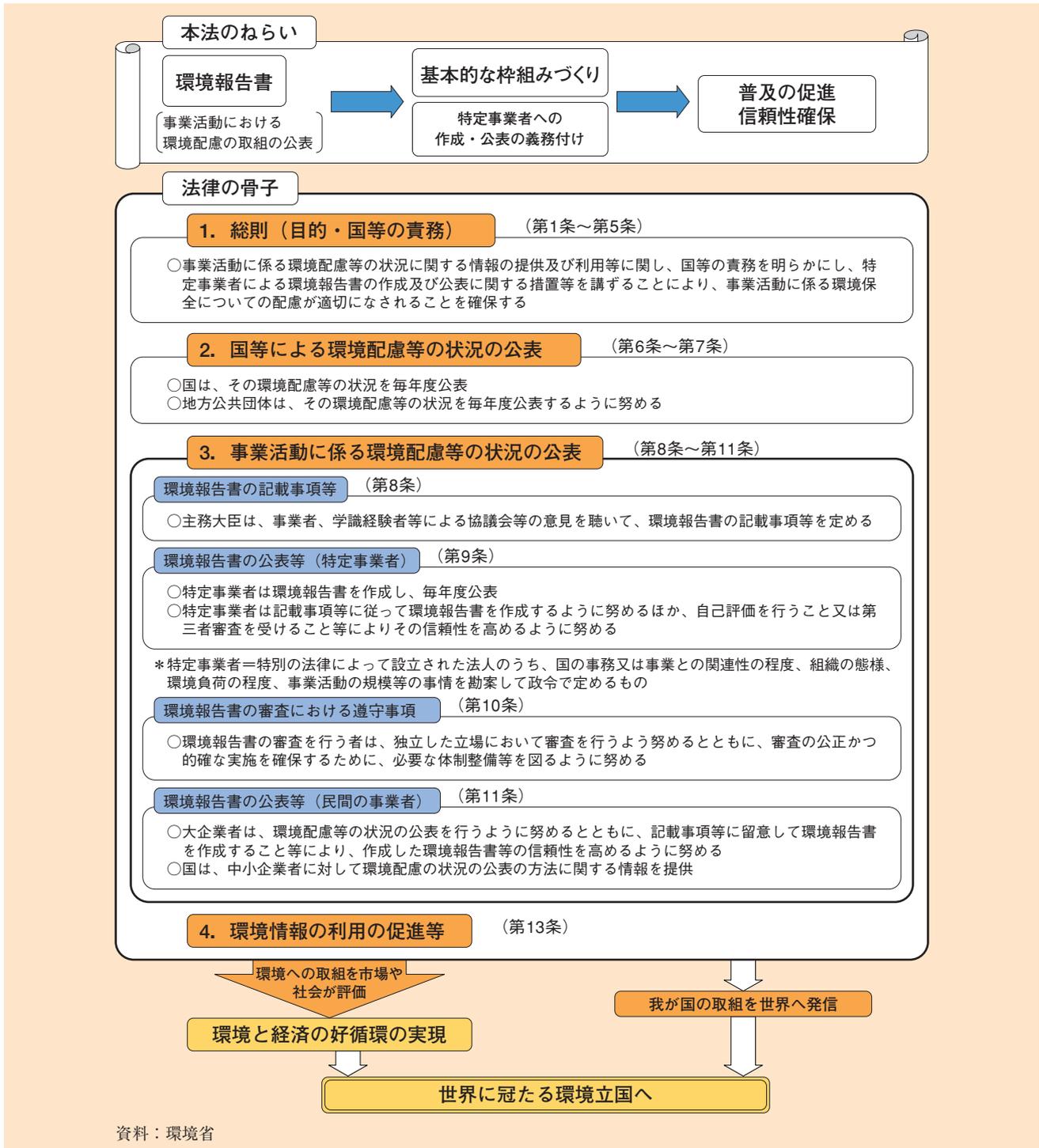
様々な事業者による環境報告書の作成、公表を促進するため、環境報告書の作成者、利用者、有識者等からなる検討会を開催し、ガイドライン改訂に向けた検討を行い、従来の「環境報告書ガイドライン (2003年版)」と環境関連のデータの集計方法を示した「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドラインー2002年版ー」を統合した「環境報告ガイドライン2007年版ー持続可能な社会を目指してー」を策定・公表しました。このほか、環境コミュニケーション大賞による表彰や環境コミュニケーションシンポジウムの開催などにより、環境報告書への取組支援を実施しました。

また、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号。以下「環境配慮促進法」という。）に基づいて、環境報告書を作成・公表する義務のある一定の要件を満たした法人（以下「特定事業者」という。）が環境報告書で公表している環境情報をインターネット上に開設している「環境報告書データベース」で容易に比較、検索できるようにしました。また中小企業者が積

極的に環境情報を公表できるように、データベースの機能改善を図りました。

さらに、環境報告ガイドラインの改定に伴い、環境報告書の記載事項について解説した「環境報告書の記載事項等に関する手引き」や、自己評価を行うための「環境報告書の自己評価に関する手引き」を見直し、環境報告書の信頼性の向上に努めました（図7-8-3）。

図7-8-3 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の概要



(4) 公害防止管理者制度

工場における公害防止体制を整備するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）によって一定規模の工場に公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関して必要な専門知識及び技能を有する公害防止管理者等の選任が義務付けられており、約2万の特定工場において公害防止組織の整備が図られています。

同法に基づく公害防止管理者等の資格取得のために国家試験が、昭和46年度以降毎年実施されており、平成19年度の合格者数は3,132人、これまでの延べ合格者数は30万7,929人です。

また、国家試験のほかに、一定の技術資格を有する者又は公害防止に関する実務経験と一定の学歴を有する者が公害防止管理者等の資格を取得するには、資格認定講習を修了する方法があり、平成18年度の修了者数は2,452人、これまでの修了者数は24万8,844人です。

(5) 公害防止体制の促進

平成19年3月に取りまとめた「公害防止に関する

環境管理の在り方」に示した、公害防止に資する環境管理を事業者が実効ある形で実践するための行動指針である「公害防止ガイドライン」に関して、普及啓発及び産業界の取組状況のフォローアップを行いました。

(6) 温室効果ガスの排出量等の定量化等に関する標準化

温室効果ガスの排出量・除去量の定量化等に関する国際規格（ISO14064-1～3）が、平成18年3月1日付で発行されました。事業活動における温室効果ガスの排出量・除去量の定量化等の適正化のため、これらの国際規格を基にしたJIS原案を、19年度に作成しました。

(7) 環境コミュニケーションに関する標準化

各組織が顧客や地域住民等に対して責任のあるパートナーとしての役割を果たすための環境に係るコミュニケーションのプロセスを確実に構築するため、環境コミュニケーションについての国際規格（ISO14063）を基にしたJIS Q 14063を、平成19年6月に制定しました。

4 環境に配慮した投融資の促進

(1) 金融のグリーン化

企業の社会的責任という観点から環境への取組をとらえる傾向が高まっていることを受けて、金融のグリーン化の促進を目的として、環境に配慮した投融資の実態を把握すべく調査を行い、有識者による検討会を開催し、今後の環境に配慮した投融資の普及のための検討を行いました。

(2) 政府関係機関による支援

環境に配慮した事業活動を行う事業者を支援するため、環境配慮型経営促進事業を日本政策投資銀行の投融資項目とし、環境面からのスクリーニング手法を用いた低利融資を引き続き実施しました。

5 その他環境に配慮した事業活動の促進

環境保全に資する製品やサービスを提供する環境ビジネスの振興は、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現を目指す上で、極めて重要な役割を果たすものであると同時に、経済の活性化、国際競争力の強化や雇用の確保を図る上でも大きな役割を果たすものです。

我が国の環境ビジネスの市場・雇用規模について、環境省がOECDの環境分類に基づき調査、推計しています。その結果、平成18年の市場規模は約45兆2千億円、雇用規模は約102万人となっています。

また、省エネ家電やエコファンドなど、環境保全を考えた消費者の行動が需要を誘発するビジネスも上記の環境ビジネスに加えた、環境誘発型ビジネスの市場・雇用規模については、平成18年の市場規模は約65兆7千億円、雇用規模は約144万人となっています（表7-8-2）。

地域における企業、NPO、市民等が連携した環境に配慮したまちづくりに資する「環境コミュニティ・ビジネス」、企業がこれまで製品としていたものをサービス化して提供する「グリーン・サービサイジング事業」を発掘し、その展開を支

援しました。

表7-8-2 環境ビジネス及び環境誘発型ビジネスの市場規模及び雇用規模の現状

	市場規模（兆円）		雇用規模（万人）	
	2000年	2006年	2000年	2006年
環境ビジネス	30	45	77	102
環境誘発型ビジネス	41	66	106	144

資料：環境省

6 社会経済の主要な分野での取組

(1) 物の生産・販売・消費・廃棄

ア 農林水産業における取組

環境と調和のとれた農業生産活動を推進するため、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範の普及・定着を引き続き推進しました。さらに、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）に対する金融上の支援措置や、環境と調和のとれた持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設、土壌・土層改良等の整備に関する支援を引き続き行いました。

また、地域でまとまって化学肥料・化学合成農薬の使用を大幅に低減する等の先進的な営農活動への支援に取り組むとともに、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）に基づき、有機農業の推進に関する基本的な方針を策定し、有機農業者等の支援、技術開発等を実施しました。

畜産業において発生する家畜排せつ物からの環境負荷を低減するため、たい肥化施設等の施設整備を推進し、家畜排せつ物法に基づく適正な管理を確保するとともに、たい肥化による農業利用やエネルギー利用等の一層の推進を図りました。

森林・林業においては、持続可能な森林経営及び地球温暖化対策の推進を図るため、造林、保育、間伐等の森林整備を推進するとともに、計画的な保安林の指定の推進及び治山事業等による機能が低下した保安林の保全対策、多様な森林づくりのための適正な維持管理、二酸化炭素の貯蔵庫となるなどの特徴を有する木材利用の推進に引き続き努めました。

水産業においては、持続的な漁業生産等を図るため、適地での種苗放流による効率的な増殖の取組を支援するとともに、漁業管理制度の的確な運

用に加え、漁業者による水産資源の自主的な管理や資源回復計画に基づく取組を支援しました。また、沿岸域の藻場・干潟の造成等、生育環境の改善を実施しました。養殖業については、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく漁協等による養殖漁場の漁場改善計画の作成を推進するとともに、養殖による環境負荷低減技術の開発を進めました。

イ 製造・流通業における取組

製造・流通業に対しては、適切な指導を行ったほか、省資源・再資源化推進のための環境整備を行いました。また、中小企業の公害対策について、実態を把握するとともに、中小企業自身の研究開発を支援しました。

食品産業に対しては、環境情報の提供を行うとともに、自主行動計画の策定を推進しました。また、容器包装リサイクル対策を行うとともに、改正食品リサイクル法制度の普及啓発、食品廃棄物を含むバイオマス利活用推進を図ろうとする地域に対する食品リサイクルシステムの構築及び食品リサイクル施設の導入を図りました。

また、建築物の居住性（室内環境）の向上と省エネルギー対策を始めとする環境負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、結果を分かりやすい指標として提示する建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）について、建築物のライフサイクルに対応した評価ツールや戸建住宅の環境性能評価システム等の開発・普及を推進しました。

(2) エネルギーの供給と消費

環境への負荷の少ないエネルギー供給構造を形成するため、発電部門、都市ガス製造部門等のエネルギー転換事業部門におけるエネルギー効率の

向上や、環境への負荷の少ない新エネルギーの導入拡大を積極的に進め、次のような取組を実施しました。

産業用ボイラー等の燃料を石油・石炭等から環境負荷の少ない天然ガスへ転換する事業者への支援策を講じました。太陽光や風力、バイオマス等の新エネルギーの低コスト化・高効率化のための技術開発・実証試験や、民間事業者や地方公共団体等が新エネルギー設備を設置する際の補助を通じて導入促進等の支援措置を講じました。また、将来の水素社会の実現に向けて、革新的なエネルギー高度利用技術である燃料電池や水素エネルギー利用技術関連の研究開発と併せて、規制の見直しの検討や基準・標準の設備に向けた研究を行いました。さらに、電気事業者等新エネルギー等から発電される電気を一定量以上利用することを義務付けるRPS法の着実な運用等を通じて電力分野における新エネルギー導入の拡大に努めました。

原子力については、供給安定性等エネルギー政策の観点のみならず、発電過程でCO₂を排出することがなく、地球温暖化対策に資することから、エネルギー基本計画においても、安全の確保を大前提に、国民の理解を得つつ、核燃料サイクルを含め、原子力発電を基幹電源として推進することとしています。また、世界的にも原子力発電を見直す「原子力リネッサンス」の動きが拡大しています。こうした中、原子力に逆風が吹く厳しい時代も着実に原子力発電所の建設を実施してきた日本に、世界的な原子力平和利用拡大への貢献が求められています。

平成17年に閣議決定された「原子力政策大綱」では、エネルギー安定供給や地球温暖化対策に貢献している原子力発電について、2030年以降も総発電電力量の30～40%程度以上を担うことを目指す等の基本方針が示されています。その実現に向けた政策枠組みと具体的なアクションとして、18年8月に、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会において、核燃料サイクルを含む原子力発電の推進を、エネルギー安全保障の確立と地球環境問題を一体的に解決する要と位置付けた「原子力立国計画」を策定し、19年3月に改訂された「エネルギー基本計画」の一部として位置付けられ、閣議決定されました。

具体的には、平成18年4月には、30年振りに原子力発電所建設再開の方針に転じたアメリカと

の間で、「日米原子力エネルギー共同行動計画」を締結しました。また、「国際原子力エネルギー・パートナーシップ (GNEP)」の閣僚級会合が19年5月及び9月に開催され、高速炉や中小型炉、サイクル技術を含む技術協力等について議論しました。また、原子力の安全で平和的な利用拡大を目的に、原子力導入予定国 (ベトナム、インドネシア、カザフスタン) に対し、原子炉導入基盤整備支援を行いました。4月末には、甘利経済産業大臣を始めとした総勢約150名の官民使節団でカザフスタンを訪問し、日本のウラン需要の3～4割の権益を獲得するなど、日本型の資源外交を実施しました。さらに、次世代軽水炉開発のフィージビリティ・スタディ、高速増殖炉技術や核燃料サイクル技術の着実な進展、原子力人材の育成、放射性廃棄物対策の強化等を実施しました。

省エネルギー対策については、重点的な取組として、以下のような施策を講じました。

石油ショック以降、エネルギー消費増加の著しい業務・家庭部門の省エネルギー対策を強化するため、総合資源エネルギー調査会において、今後の省エネルギー対策の方向性について取りまとめを行い、また、平成18年4月に施行されたエネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和54年法律第49号) の一部改正法の着実な運用等を通じてエネルギー管理の徹底を図りました。さらに、産業部門において特に高い省エネルギー効果が期待され、費用対効果が高い省エネルギー設備に対する支援を行うとともに、民生部門については、高効率給湯器等優れた省エネルギー設備機器の導入等への支援を行いました。さらに、自動車や家電等のトップランナー基準の対象機器の拡大・基準の見直し、家電の省エネルギー性能を表す表示制度の普及を行いました。また、家庭部門の省エネルギー推進を促すため経済産業省と環境省の協力の下、家電メーカー、小売事業者及び消費者団体など関係者が連携しながら省エネ家電普及促進フォーラムを設立し、省エネルギー家電の普及を促進すると同時に、省エネルギー性能が高くかつ健康で快適な住宅の普及を図るためにロハスなハウス「ロ・ハウス構想」を経済産業省、国土交通省、環境省の3省で検討するなど、省エネルギーへの取組を国民運動として展開しました。さらに、2030年に向けた「省エネルギー技術戦略2007」の策定等を実施しました。

さらに、エネルギー等の特別会計のグリーン化

を促進し、新エネルギー対策、省エネルギー対策、京都メカニズムの活用等の取組を推進しました。

(3) 運輸・交通

運輸・交通分野における環境保全対策については、自動車1台ごとの排出ガス規制の強化を着実に実施しました。自動車NOx・PM法に基づく自動車使用の合理化等の指導を実施しました。また、排出ガス低減性能の高い自動車の普及及び自動車NOx・PM法の対策地域内における同法に基づく排出基準に適合した自動車の使用を促進するため、排出基準に適合している全国のトラック・バス等に対し「自動車NOx・PM法適合車ステッカー」の貼付を開始しました。12月を「大気汚染防止推進月間」として、広く国民を対象に、公共交通機関の利用促進を訴える等、大気汚染防止のための普及・啓発活動を実施しました。

ア 低公害車の開発等

次世代低公害車の技術開発としては、ディーゼルエンジンの高い熱効率を維持したまま排出ガスの低減を図ることを目的とした予混合圧縮燃焼エンジン技術、革新的後処理システム技術の開発を進めるとともに、低公害性の抜本的な改良を目指すジメチルエーテル自動車、次世代ハイブリッド自動車、大型CNG自動車、従来の大型ディーゼルエンジンよりも排出ガスを大幅に低減したスーパークリーンディーゼル車さらにLNG、FTD（合成軽油）及び水素を燃料とする自動車の開発を進め、公道走行試験等を実施しました。また、燃料電池自動車について、世界に先駆けた早期実用化を図るため、燃料供給から自動車走行まで一貫した大規模な公道走行実証実験を実施し、航続距離延長に資する高圧水素ステーションの検討を行いました。さらに、自動車税のグリーン化や低公害車に対する自動車取得税の軽減措置等の税制上の特例措置を講じ、低公害車の更なる普及促進を図りました。

エコドライブについては、地球温暖化防止国民運動「チーム・マイナス6%」の6つのアクションの一つに盛り込まれており、その普及を図りました。また、交通の方法に関する教則により、アイドリングストップの普及啓発を図りました。

イ 交通管理

新交通管理システム（UTMS）の一環として、交通管制システムの高度化等により、交差点にお

ける発進・停止回数を減少させるとともに、光ビーコン等を通じて交通渋滞、旅行時間等の交通情報を迅速かつ的確に提供しました。また、交通公害低減システム（EPMS）を神奈川県、静岡県、兵庫県において運用しました。さらに、3メディア対応型道路交通情報通信システム（VICS）車載機の導入・普及等を積極的に推進しました。

また、都市部を中心に各種交通規制を効果的に実施することにより、その環境の改善に努めました。具体的には、大型車を道路の中央寄りに走行させるための通行区分の指定を行うとともに、大量公共輸送機関の利用を促進し、自動車交通総量を抑制するため、バス優先・専用通行帯の指定、公共車両優先システム（PTPS）の整備等を推進しました。また、都市における円滑な交通流を阻害している違法駐車を防止し、排除するため、駐車規制を見直し、平成18年6月1日から施行された新たな駐車対策法制による違法駐車取締りの強化、違法駐車抑止システム、駐車誘導システム等の運用、違法駐車防止条例の制定への協力等のハード・ソフト一体となった駐車対策を推進しました。

ウ グリーン物流の実現

効率的で環境にやさしい物流（グリーン物流）の実現を目指すため、平成17年11月に策定された「総合物流施策大綱（2005-2009）」においても、物流に関わるさまざまな関係者が連携して地球環境問題に適切に対応することが重要な課題とされています。

そのため、「グリーン物流パートナーシップ会議」を活用し、事業者の連携・協働による取組に対して補助金交付等の支援を行い、グリーン物流の実現を図るとともに、これまでの事業のうち、特に優れた取組の事業者に経済産業大臣表彰、国土交通大臣表彰を行いました。

また、物流の総合的、効率的な実施に対する支援法である流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）に基づき、施行から19年度末までに89件の総合効率化計画を認定しました。

鉄道においては、二酸化炭素排出量の少ない輸送手段である鉄道貨物輸送へのモーダルシフトを推進するため、輸送需要の多い東京・福岡間について、山陽線に引き続き、北九州・福岡間の輸送力増強事業の推進を図りました。環境負荷低減の取組に対する消費者や企業の意識の向上のため

に、鉄道貨物輸送による環境負荷低減に積極的に取り組んでいる企業や商品を認定する「エコレールマーク」制度については、19年12月末までに商品17件、企業37件を認定しました。

エ 公共交通機関利用の促進

自家用自動車に比べ環境負荷の少ないバス・鉄道などの公共交通機関利用への転換を促進するため、バスを中心としたまちづくりを行うオムニバスタウンの整備推進、バス・鉄道共通ICカードの普及促進、バスロケーションシステムの普及促進、ノンステップバスの導入促進等、バスの利用促進策を講じました。また、軌道改良・曲線改良等の幹線鉄道の高速度化等を行う一方、三大都市圏における都市鉄道新線の整備、複々線化等の輸送力増強による混雑緩和や、速達性の向上を図りました。さらに、貨物線の旅客線化、駅施設や線路施設の改良などにより既存ストックを有効活用するとともに、乗継円滑化等に対する支援措置を講じることにより利用者利便の向上策を講じました。

また、「公共交通利用推進等マネジメント協議会」を通じて、低公害バス等の活用による通勤交通の公共交通利用転換、カーシェアリング推進等の交通サービスの需要側における取組を促進しました。

オ ESTの普及展開

公共交通機関の利用を促進し、自家用自動車に過度に依存しないなど、環境的に持続可能な交通（EST）の実現を目指す先導的な地域の取組に対して集中的に支援策を講じる「ESTモデル事業」を27地域で実施するとともに、その成果を踏ま

え、今後の普及展開の在り方についての検討を進めました。

(4) 情報通信の活用

テレワーク、テレビ会議、高度道路交通システム（ITS）、電子商取引など、様々な情報通信システムが普及することにより、交通の代替、交通流の円滑化、生産・流通の効率化やペーパーレス化などを通じて大きな環境負荷の低減効果が期待できます。

テレワークについては、2010年までにテレワーカーを就業者人口の2割とする目標の実現に向けて、平成19年5月に「テレワーク人口倍増アクションプラン」を策定し、政府一体となってテレワークの普及を推進しており、テレワークの普及推進のための実証実験やテレワーク環境整備税制の実施、全国各地で普及啓発セミナーを開催するなど、アクションプランの着実・迅速な実施に取り組みました。また、国家公務員のテレワークについても、アクションプランに沿って、各府省で試行が行われ、総務省においては本省勤務の全職員を対象を拡大するなど本格導入が推進されました。

また、情報通信技術（ICT）が地球温暖化に与える影響をプラス面、マイナス面の双方から具体化するとともに、国際的なレベルでの地球温暖化問題への対応に資するICT政策について検討するため、平成19年9月から「地球温暖化問題への対応に向けたICT政策に関する研究会」を開催しました。

第9節 国際的取組に係る施策

1 地球環境保全等に関する国際協力等の推進

平成19年5月に発表された「Cool Earth 50」及び同年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」において示された国際的取組の方針に基づき、地球環境問題に対処するため、①国際機関の活動への支援、②条約・議定書の国際交渉への積極的参加、③諸外国との協力、④開発途上地域への支援を積極的に行っています。

(1) 地球環境保全等に関する国際的な連携の確保

ア 多国間の枠組みによる連携

(ア) 国連を通じた取組

① 国連持続可能な開発委員会（CSD）

国連持続可能な開発委員会（CSD）第15会期が、2007年（平成19年）4～5月にニューヨークの国連本部にて開催され、「エネルギー」、「産業

開発」、「大気汚染」、「気候変動」をテーマとし、各国・地域の現状と課題や有意義な取組事例等について活発な議論が行われました。

② 国連環境計画（UNEP）における活動

日本は、創設当初から一貫して**国連環境計画（UNEP）**の管理理事国であるとともに、環境基金に対し、2007年（平成19年）は約296万ドルを拠出する等、多大な貢献を行っています。2008年（平成20年）2月には、UNEP第10回特別管理理事会／グローバル閣僚級環境フォーラムがモナコで開催され、気候変動に対応するための財源の確保、国際環境ガバナンスと国連改革、化学物質管理、水銀、廃棄物等について議論が行われました。

また、**UNEP親善大使**である加藤登紀子さんが、2007年（平成19年）8月にベトナムのホーチミンとハノイを訪問し、草の根レベルの環境保全活動を視察するとともに関係者と交流し、広報を行うなどの活動を支援・推進しました。

さらに、日本に事務所を置く**UNEP国際環境技術センター（IETC）**が実施するイラク南部湿原環境管理支援プロジェクトや、開発途上国等への環境上適正な技術（EST）の移転を目的とした**エコタウン事業**に関する公開セミナーの開催等の事業を支援・推進しました。

③ 国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）における活動

国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）では、5年ごとに「アジア太平洋環境と開発に関する閣僚会議（MCED）」を開催し、その中で環境に関する行動計画を採択し、環境に関する様々な活動を進めています。

2000年（平成12年）に採択された「**クリーンな環境のための北九州イニシアティブ**」については、2007年（平成19年）6月に、第4回のネットワーク会合が、アジア太平洋地域の20自治体の代表者等の参加を得て、北九州市で開催されました。会合では、参加自治体のうち12の自治体が、2010年（平成22年）に向けた具体的な環境改善の自主目標を表明しました。また、目標の達成のためにESCAP及び**地球環境戦略研究機関（IGES）**が各自治体の取組を継続的に把握し成果の点検を行うこと等が合意されました。

この合意を受け、2007年（平成19年）9月から2008年（平成20年）3月にかけて、タイ（バンコク、ノンタブリ）、フィリピン（サンフェルナン

ド、セブ、バゴ）、インドネシア（ボゴール、スラバヤ）、バングラデシュ（ダッカ）、中国（ウェイハイ）において、現地優良事例の調査・分析及び技術的助言のための現地調査が行われました。

（イ）世界気象機関（WMO）における取組

我が国は、**WMO**の**全球気象監視計画（WWW）**、**世界気候計画（WCP）**、**大気研究・環境計画（AREP）**などを通じた地球環境保全のための取組に積極的に参画しました。2007年6月には、第15回WMO総会が開催され、WMOの各部門による**全球地球観測システム（GEOSS）**や**国際極年（IPY）**などへの積極的な貢献が確認されました。また、日中連携による**地区気候センター（RCC）ネットワーク**の運営開始を踏まえ、アジア地区内の気候情報の利用促進と能力向上等について議論が行われるとともに、政策決定者のための気候予測をテーマとして**第3回世界気候会議（WCC-3）**を2009年10月にスイス・ジュネーブにおいて開催することなどが決定されました。

（ウ）経済協力開発機構（OECD）における取組

我が国は、**OECD環境政策委員会**における定期的な会合に積極的に参加しました。2030年（平成32年）までの環境状況を評価しその展望を示した、「**OECD環境アウトルック－2030年の展望**」が2008年（平成20年）3月にOECDより発表されましたが、その作成に当たっては、事務局が作成する草案に対して内容の確認作業を行うと同時に積極的に意見を出しました。また報告書を作成するための専門家会合へ参加しました。

持続可能な開発に関するOECDの横断的な取組としては、2004年（平成16年）の閣僚理事会で設置が承認された「**持続可能な開発年次専門家会合**」の第4回会合が、2007年（平成19年）10月に開催され、今後OECDで優先的に取り組んでいくべき持続可能な開発関連作業等について、議論がなされました。

FTA、EPAなどの地域貿易協定と環境の関係に関しては、我が国の提案によりOECDにおいて2004年（平成16年）から分析作業が進められ、2007年（平成19年）6月には作業報告書の完成を受け東京で研究会合が開催されました。我が国は、拠出金による資金援助、研究会合の共催など、主導的な役割を果たしました。

（エ）世界貿易機関（WTO）等における取組

WTO貿易と環境に関する委員会（CTE）特別

会合等では、貿易と環境の相互支持を強化することを目的として、2001年（平成13年）のWTO第4回閣僚会議で採択されたドーハ閣僚宣言に基づき、WTOルールと多国間環境協定（MEAs）が規定する特定の貿易上の義務との関係や、環境関連の物品及びサービスの関税・非関税障壁の削減又は撤廃等について交渉が行われています。

これに加え、我が国も東アジア諸国を中心に経済連携協定の締結交渉を精力的に進めており、2007年（平成19年）には、4月にタイ、6月にブルネイ、及び8月にインドネシアとの間で二国間協定の署名を行ったほか、11月にASEANとも交渉妥結に至りました。こうした協定において、環境保全に関する規定や環境協力の内容を盛り込む等により、貿易を始めとする国際経済活動と環境保全との相互支持性を向上させる取組を進めています。

（オ）主要国首脳会議（G8サミット）における取組

2007年（平成19年）6月にドイツで開催されたG8ハイリゲンダム・サミットにおいて、気候変動が大きなテーマとして取り上げられ、我が国は、直前に発表した「クールアース50」提案に従い積極的に議論へ参画しました。サミットでは、2050年までに地球規模での排出を少なくとも半減させることを含む、EU、カナダ及び日本による決定を真剣に検討することや、2008年末までに新たな地球規模の枠組みのために具体的な行動を行うこと、気候変動と密接に関連する森林減少の抑制や森林経営の促進、生物多様性の保全等を含む首脳文書が合意されました。

（カ）アジア・太平洋地域における取組

① 東アジア首脳会議（EAS）

2007年（平成19年）11月、ASEAN加盟国10か国と日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドの16か国の首脳が参加する第3回東アジア首脳会議（EAS）において「気候変動、エネルギー及び環境に関するシンガポール宣言」が採択され、また、福田総理から、東アジアにおける「持続可能社会」の実現に向けた日本の環境協力イニシアティブが表明されました。

② 東南アジア諸国連合（ASEAN）+ 3（日中韓）環境大臣会合

2007年（平成19年）9月に、東南アジア諸国連合（ASEAN）に日中韓の3か国を加えた第6回ASEAN+3環境大臣会合がバンコク（タイ）で

開催され、各国間で進行中の環境協力の評価並びに環境教育、気候変動、3R及び生物多様性の分野における今後の協力の可能性について意見交換等が行われました。

③ アジア太平洋環境会議（エコアジア）

2007年（平成19年）9月に、福岡市において第15回アジア太平洋環境会議（エコアジア）を開催しました。同会議には、5名の環境担当大臣を含むアジア太平洋地域の17か国及び11国際機関が参加し、「グローバルな環境課題に対するアジアの対応」をメインテーマとし、廃棄物・リサイクル対策及び気候変動対策に関して、アジア太平洋地域が取るべき行動について活発な議論が行われました。

④ アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）

アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）は、2004年（平成16年）に報告書を採択し、アジア太平洋地域で持続可能な社会を構築するための具体的な提言を行いました。平成17年度からは、これらの提言の実施のため、有識者・専門家によるテーマ別の政策対話、地方自治体やNGOによる優れた取組事例の収集・表彰・普及、革新的な取組に対する知的助言・財政支援などの活動を進めています。

2007年8月には中国の成都（中国）でAPFEDII第3回全体会合を開催し、各提言の進捗状況等の報告・検討を行いました。また、バングラデシュにおける河川氾らんの被害を受けた地域共同体への支援活動など、優れた取組事例に対する表彰を行いました。

⑤ 日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）

2007年（平成19年）12月に、富山県において第9回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）が開催され、気候変動問題、黄砂問題等に関する協力等について合意がなされました。また、昨年のTEMMでの合意に基づき黄砂に関する局長級会議を2回開催したほか、3か国の環境行政官の合同研修等を日本において実施しました。

⑥ 北東アジア環境協力高級事務レベル会合

2008年（平成20年）2月に、ウランバートルにおいて第13回北東アジア環境協力高級事務レベル会合が開催されました。会合では、北東アジア準地域環境協力プログラム（NEASPEC）の組織体制について議論が行われたほか、自然保護プロジェクトで取りまとめられた保全戦略、新規プロジェクト（越境大気汚染対策など）の承認が行わ

れました。

⑦ アジア協力対話（ACD）第4回環境教育推進対話

2007年6月に、北九州市において、アジア協力対話（ACD）の枠組みにおける協力案件として第4回環境教育推進対話を開催しました。同会議には、アジア30か国の政府関係者、NGO、企業、自治体等が参加し、地球温暖化対策や気候変動への適応に向けた環境教育の在り方をテーマに意見交換等を行いました。

⑧ アジアEST地域フォーラム

2008年3月にシンガポールにおいて、第3回「アジアEST地域フォーラム」を開催しました。日本のほか、ASEAN10か国と中国、韓国、モンゴルの合計14か国に、新たに南アジアの参加国を加え、環境、交通及び保健担当の政策担当者等が出席し、アジアにおける環境にやさしい交通の実現を目指して各国の先進事例発表と政策対話を行いました。その結果、今後も継続して各国協力のもとに一層ESTを推進すること等を確認しました。

また、2007年4月に京都において、「アジアの市長による環境的に持続可能な交通に関する国際会議」を開催しました。アジア地域の14か国から23都市の市長等が出席し、都市レベルでもESTを推進していくこと等を確認した「京都宣言」を採択しました。

⑨ アジア水環境パートナーシップ（WEPA）

2007年12月に、大分県別府市にて、アジア・モンスーン諸国の水問題に関係する行政官、研究者、事業者及びNGO等を一堂に会した第2回WEPA国際フォーラムを開催し、参加者による活動発表等を通じた能力向上と、そこで得られた有用な情報の共有化を図りました。

⑩ アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）の枠組みを活用し、アジア太平洋地域の、特に開発途上国における地球変動研究の推進を積極的に支援しました。

（キ）世界的な水環境問題解決に向けた国際連携の強化

第1回アジア・太平洋水サミットや国連水と衛生に関する諮問委員会等の国際会議への積極的な参加、アジア・太平洋水フォーラム（APWF）開催への支援などを行い、世界的な水問題の解決

に向けた国際連携に努めました。

イ 二国間の枠組みによる連携

（ア）中国

首脳間の交流の場で、環境協力が日中の「戦略的互惠関係」構築の重点分野に位置付けられました。また、環境大臣が中国を訪問し、公害対策と温暖化対策の双方に資するコベネフィット協力に関する意向書に署名しました。さらに、環境保護協力協定に基づく合同委員会等において具体的な協力内容について意見交換を行いました。

特に水分野については、2007年4月の日中環境保護協力共同声明を受け、重要地域とされた渤海、黄海区域及び長江流域において、日中水環境共同研究を進めました。また、2007年11月に重慶市において日中水環境フォーラムを開催し、この研究の成果を公表するとともに、今後の日中水環境協力の方針を確認しました。

（イ）韓国

環境保護協力協定に基づき合同委員会を開催し、気候変動問題、黄砂、越境大気汚染、海洋ゴミ問題等につき意見交換を行うとともに、共同研究等を進めました。

（ウ）モンゴル

第2回目の環境政策対話を行い、両国の環境政策と課題、協力の方向性について意見交換を行いました。

（エ）その他

米国、カナダ、ロシア等と協力協定に基づく共同研究や協力プロジェクトを通じ、環境分野の国際協力を実施しました。また、インドネシアとコベネフィット協力に関する合意文書を結びました。

ウ 海外広報の推進

海外に向けた情報発信の充実を図り、中国語、韓国語、フランス語の環境省紹介サイトを新設しました。環境省の英語版ウェブサイトにおいては、新たにチーム・マイナス6%の取組を取り上げたほか、報道発表の英語概要を逐次掲載しました。また、「Annual Report on the Environment and Sound Material-Cycle Society in Japan 2007」（英語版環境・循環型社会白書）等海外広報資料の作成・配布やインターネットを通じた海外広報を行いました。さらに、アジア太平洋地域内の各国及び各国際機関がインターネットを通じて環境情報を提供するアジア太平洋環境情報ネットワーク（エコアジア・ネット、<http://www.env.go.jp/>

earth/ecoasia/index.html) により、英語による環境情報の提供を行いました。

(2) 開発途上地域の環境の保全

日本は政府開発援助（ODA）による開発途上国支援を積極的に行っています。環境問題は、「政府開発援助大綱」において、「重点課題」である「地球的規模の問題への取組」の中で対応を強化しなければならない問題と位置付けられています。

さらに、ODAを中心とした我が国の国際環境協力については、平成14年に表明した「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ（ECOISD）」において、環境対処能力向上や我が国の経験と科学技術の活用等の基本方針の下で、地球温暖化対策、環境汚染対策、「水」問題への取組、自然環境保全を重点分野とする行動計画を掲げています。18年度においては、環境分野のODAとして約4,135億円（ODA全体に占める割合は約35.4%）の支援を行いました。

ア 技術協力

技術協力は、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて実施しています。研修員の受け入れ、専門家の派遣、機材供与、また、それらを組み合わせた技術協力プロジェクト（表7-9-1）、さらに開発途上国の環境保全に関する計画策定を支援するための開発調査などが積極的に行われました。

イ 無償資金協力

無償資金協力は、居住環境改善（都市の廃棄物処理、地方の井戸掘削など）、地球温暖化対策関連（植林、エネルギー効率向上）等の各分野において実施しています（表7-9-2）。

また、草の根・人間の安全保障無償資金協力についても貧困対策に関連した環境分野の案件を積極的に実施しています。

ウ 有償資金協力

有償資金協力は経済・社会インフラへの援助等を通じ開発途上国が持続可能な開発を進める上で大きな効果を発揮します。環境関連分野でも同様であり、上下水道整備、大気汚染対策、地球温暖化対策等の事業に対し、日本は国際協力銀行（JBIC）を通じ、積極的に円借款を供与しています（表7-9-3）。

エ 国際機関を通じた協力

我が国は、UNEPの環境基金、UNEP国際環境技術センター技術協力信託基金等に対し拠出を行っており、また、我が国が主要拠出国及び出資国となっている国連開発計画（UNDP）、世界銀行、アジア開発銀行等の国際機関も環境分野の取組を強化しており、これら各種国際機関を通じた協力も環境分野では重要になってきています。

地球環境ファシリティ（GEF）は、開発途上国等で行う地球環境保全のためのプロジェクトに対して、主として地球環境益に資する増加コストに対する資金を供与する国際的資金メカニズムです。我が国はアメリカに次ぐ世界第2位の資金拠出国として、実質的な意思決定機関である評議会の間等を通じ、GEFの活動に積極的に参画しました。

(3) 国際協力の円滑な実施のための国内基盤の整備

国際会議における専門的かつ技術的議論の進展と国際世論づくりに一層貢献していくため、政府内の専門家の育成に努めるとともに、政府外の専門家の知見の活用を図るため、NGO、学術研究機関、産業界などとの連携を強化しました。

また、定年退職を迎える団塊世代の環境管理技術を開発途上国において活用するための検討を行いました。さらに、国民の理解と支持を得るための環境省ホームページを活用した広報等を行いました（<http://www.env.go.jp/earth/coop/coop/>）。

表7-9-1 主な技術協力プロジェクト

分野	国名	プロジェクト名	実施期間	プロジェクト概要
森林保全	パナマ	アラフエラ湖流域総合管理・参加型村落開発プロジェクト	平成18.8～平成23.7	チャgles国立公園内に位置するアラフエラ湖周辺の村落住民及び環境省職員を対象に、植林及びアグロフォレストリーの技術や環境教育などの普及を通じ、環境に配慮した自立発展性のある生産活動を促進・支援する。
生物多様性保全	インドネシア	グヌンハリムンサラク国立公園管理計画	平成16.2～平成21.1	平成7年7月から平成15年6月まで実施した生物多様性保全計画プロジェクトで対象とした西ジャワ州グヌンハリムンサラク国立公園に対して、さらに、公園管理手法や生物多様性保全の技術移転を実施する。
	マレーシア	ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム(フェーズ2)	平成19.10～平成24.9	サバ州を対象地域とし、フェーズ1で実施した研究・教育、保護区管理、環境啓発の活動成果を踏まえて、サバ州の自然環境保全体制をより強化するため、サバ州生物多様性センターの設立支援や流域単位での保護区管理等を実施する。
防災	モンゴル	気象予測及びデータ解析のための人材育成プロジェクト	平成17.2～平成20.10	モンゴル国における適切な自然災害管理や気候変化の影響評価に資するため、黄砂モニタリングネットワークの運用維持管理及びデータ解析を含む気象予測関係技術についての技術移転を実施する。
環境管理(公害対策・廃棄物管理等)	中国	日中友好環境保全センター	平成4.9～平成7.8(フェーズⅠ) 平成8.2～平成14.3(フェーズⅡ) 平成14.4～平成20.3(フェーズⅢ、フォローアップ)	中国の日中友好環境保全センターに対して、 1) 循環型経済や公害防止管理者制度など、政策・制度の構築にかかる支援、 2) POPsやダイオキシンなどの分析技術移転にかかる支援、 3) センターを拠点とする日中環境協力の促進支援、を実施する。
	タイ	地方天然資源環境行政支援体制強化計画	平成19.6～平成20.8	タイ国の2つのモデル県(アユタヤ県、サムットソクラーム県)において国家環境質管理計画(2007-2011)に従った「県環境質管理計画」の策定を支援することにより、天然資源・環境管理に係る中央/地方の環境管理行政能力を向上させ、両者の連携強化を図る。
	メキシコ	大気汚染モニタリング	平成17.10～平成20.10	メキシコ社会が大気質モニタリングの重要性を認識し、地方自治体が信頼性の高い大気質モニタリングデータを提供し、政策立案や評価に活用できる能力が向上することを目的としたプロジェクト。
	ベトナム	循環型社会の形成に向けてのハノイ市3Rイニシアティブ活性化支援プロジェクト	平成18.11～平成21.11	ベトナム国ハノイ市全域において、分別収集を基調とする調和のとれた3Rの取り組みの準備を整えることを目的として、生ゴミ分別収集を基本とするパイロットプロジェクトの実施、ハノイ市全域拡大のための行動計画の作成、3Rのための環境教育等の活動を実施する。
	メキシコ	3Rに基づく廃棄物管理政策策定プロジェクト	平成19.5～平成20.11	メキシコにおける「廃棄物の抑制と総合的管理に関する国家プログラム」作成の基礎とすべく、3Rに関する国家目標、行動計画、及び戦略的ツール(規制、制度等)を提案することを目的としたプロジェクト。
	パラオ	廃棄物管理改善プロジェクト	平成17.10～平成20.9	パラオ政府および首都を有するコロール州に対して、廃棄物対策を講じるための全体の廃棄物適正管理能力の強化等につき支援する。
	パレスチナ	ジェリコ及びヨルダン渓谷における廃棄物管理処理能力向上プロジェクト	平成17.9～平成20.9	パレスチナ自治政府による廃棄物の適正な管理及び処理体制の整備を目的とするプロジェクト。
	温暖化対策	ペルー	CDMプロジェクト立案能力強化	平成19.11～平成20.11

資料：関係府省資料に基づき環境省作成

表7-9-2 主な水資源・環境無償の実績（平成16～18年度）

（単位：百万円）

分野	国名	案件名	交換公文署名日		供与限度額	概要
森林保全	中国	第二次黄河中流域保全林造成計画	3/5期	2004.7.6	427	砂漠化の進行により荒廃地が広がっている山西省において、荒廃地の復旧、農地・草地等の保全、森林の造成・維持管理技術の向上、現地住民への植林技術の普及等を目的として、約4,900haの森林を造成するもの。
			4/5期	2005.6.6	369	
			5/5期	2006.6.8	218	
森林保全	ベトナム	中南部海岸保全林植林計画	2/2期 (4ヶ年国債)	2001.7.4	1,027 (2001年度～2004年度の合計)	森林伐採や燃料用の薪の採取等による森林減少の影響により植生が貧弱となったベトナム中南部のクアンナム省及びフイエーン省の海岸地域において、農地、居住地、道路、鉄道等への飛砂被害防止を目的として、約3,670haの海岸保全林の造成を行うもの。
	セネガル	沿岸地域植林計画	(5ヶ年国債)	2001.7.2	1,074 (2001年度～2005年度の合計)	海岸砂丘の移動により砂漠化が進行したセネガル北西部海岸沿いのニヤイ地域において、野菜栽培地の保全による農業生産の安定を図るため、約2,000haの砂丘固定林を造成するもの。
生物多様性保全	インドネシア	生物多様性保全センター整備計画	(3ヶ年国債)	2004.7.26	2,172 (2004年度～2006年度の合計)	生物多様性の保全及び利用並びに19世紀以降に蓄積された貴重な植物等の標本の保存環境改善、国際水準での保管を目的として、ジャカルタ近郊のチビノンに植物学・微生物学研究所を建設するもの。
公害対策	中国	酸性雨及び黄砂モニタリング・ネットワーク整備計画		2006.12.20	793	国境を越えた環境問題である酸性雨及び黄砂問題に関する中国のモニタリング水準の向上、及び地域的取組を推進するため、観測機材の整備を支援するもの。
	シリア	地方都市廃棄物処理機材整備計画	1/2期	2006.6.22	583	人口の増加に伴い、廃棄物の飛散、悪臭、進出水による地下水汚染等の悪影響を及ぼしているホムス市、ラタキア市（周辺3都市を含む）に廃棄物処理機材を整備するもの。
	ヨルダン	第二次大アンマン市環境衛生改善計画		2004.12.7	743	人口の増加に伴い、廃棄物の排出量が増加することが予想される首都大アンマン市及び近県において、市内収集、中継処理、最終処理という一連の廃棄物管理を効率的に行うため、機材を整備するもの。

資料：外務省

表7-9-3 主な有償資金協力（円借款）プロジェクト

分野 (環境大区分)	国名	プロジェクト名	交換公文 締結日(現地時間)	金額 (百万円)	プロジェクト概要
公害防止	中国	新疆ウイグル自治区地方都市環境整備計画(第一期)	2007.03.30	12,998	新疆ウイグル自治区において、上水供給能力の向上および水質汚染・大気汚染の改善を図るため、上下水道の整備、集中熱供給設備の整備を行うもの。
		内蒙古自治区フフホト市大気環境改善計画(第二期)	2007.03.30	6,300	内蒙古自治区フフホト市において、大気汚染物質の削減、大気汚染の改善を図るため、汚染負荷が低くエネルギー効率の高い集中熱供給施設を整備するもの。
	ベトナム	南部ビンズオン省水環境改善計画	2007.03.30	7,770	ビンズオン省南部において下水道施設を整備することで、下水道の普及及び汚水処理能力の向上を図り、同地域及び下流域に位置するホーチミン市の衛生環境の改善を図るもの。
	インド	オリッサ州総合衛生改善計画	2007.03.30	19,061	オリッサ州の州都等における下水量増加に対応し、住民の生活環境の向上を図るため、下水道施設等を整備するもの。
	エジプト	環境汚染軽減計画	2006.04.30	4,720	大カイロ首都圏およびアレキサンドリア地域において、企業が環境改善設備を導入するための資金を、仲介金融機関を通じて供与することにより、工場の汚染物質の排出を削減し、地域の生活環境の改善を図るもの。
新・再生可能エネルギー	インドネシア	ブサンガン水力発電所建設計画	2007.03.28	26,016	アチェ・北スマトラ系統の電力需給逼迫を緩和し、供給の安定性を高めるため、アチェ特別州において水力発電所(ダム水路式・86.4MW)及び関連送配電施設等を建設するもの。
	ケニア	ソンドウ・ミリウ/サンゴロ水力発電所建設計画	2007.01.10	5,620	経済発展にとって必要不可欠な電力供給の増強を目的として、ケニア西部のニャンザ州キスム地方に設備容量21.2MWの水力発電所を建設するもの。
居住環境	スリランカ	水セクター開発計画	2007.03.23	13,231	コロンボ圏及びキャンディ圏において、安全な生活用水の供給を確保し、同地域の居住環境の改善に寄与するため、上水道設備の整備・拡張等を行うもの。
	バングラデシュ	カルナフリ上水道整備計画	2006.06.26	12,224	チッタゴン市において上水道施設を整備することにより、民生・産業用の水供給不足を改善し、地域住民の生活環境の向上及び投資環境の改善を図るもの。
	チュニジア	ジェンドゥーバ地方給水計画	2006.04.29	5,412	チュニジア国内で最も給水率の低い北西部地域において給水施設を整備することにより、同地域の水へのアクセスの改善し、住民の生活環境の改善、地域経済の活性化を図るもの。
森林保全	インド	トリプラ州森林環境改善・貧困削減計画	2007.03.30	7,725	トリプラ州において、森林再生、防災及び地域住民の生活水準の向上を図るため、住民参加型の植林、森林に依存せず生計を支える活動の支援、住民の森林管理能力を強化するための施策等を行うもの。
	モロッコ	河川流域保全計画	2007.03.30	3,165	メラ川流域、アラル・エル・ファシダム上流域において、植林、小規模砂防工事、村落開発計画の実施及び地域住民の生活改善啓蒙活動等、森林保全に関する活動を行うもの。
防災	フィリピン	パッシグーマリキナ川河川改修計画(II)	2006.12.09	8,529	マニラ首都圏の洪水被害の緩和ならびに河川沿いの環境改善を図るため、パッシグ川の堤防改修、洪水対策に関する市民教育等を行うもの。
	モルディブ	モルディブ津波復興計画	2006.06.26	2,733	2004年12月のスマトラ沖地震に起因する津波で被害を受けた多数の小規模インフラ(港湾・下水道)を復興することにより、被災住民の生活改善及び同国の経済復興を図るもの。

資料：外務省

2 調査研究、監視・観測等に係る国際的な連携の確保等

(1) 戦略的な地球環境の調査研究・モニタリングの推進

「地球環境研究総合推進費」制度の一環として、海外の研究者を招へいして日本の国立試験研究機関等において共同研究を行う「国際交流研究」の枠組み等を活用し、継続して調査研究等の充実、強化を図りました。

監視・観測については、**UNEP**における地球環境モニタリングシステム（GEMS）、**世界気象機関（WMO）**における全球大気監視（GAW）計画、**WMO/ユネスコ政府間海洋学委員会（IOC）**合同海洋・海上気象専門委員会（JCOMM）の活動、**全球気候観測システム（GCOS）**、**全球海洋観測システム（GOOS）**等の国際的な計画に参加して実施しました。さらに、「**全球地球観測システム（GEOSS）10年実施計画**」を推進するための国際的な枠組みである**地球観測に関する政府間委員会（GEO）**において、執行委員会国を務めるとともに、**GEO**の専門委員会である構造及びデータ委員会の共同議長を務めるなど、**GEO**の活動に積極的に参加しました。全球気候観測システム（GCOS）の地上観測網の推進のため、世界各国からの地上気候観測データの入電状況や品質を監視するGCOS地上観測網監視センター（**GSNMC**）業務や、アジア地域の気候観測データの改善を図るための**WMO**関連の業務を、各国気象局と連携して推進しました。

アジア太平洋気候センターでは、アジア太平洋地域各国の気象機関に対し基盤的な気候情報を引き続き提供するほか、地域的・時間的に詳細な気温・降水量の1か月先までの確率予測資料の提供を特定地域を対象に試験的に開始しました。また、世界の気象観測データを表示・ダウンロードできるツールをウェブサイトに搭載するなど、気候情報提供の改善と拡充を図りました。さらに、アジア太平洋地域の気象機関からの要請に応じて研修を実施するなど、域内各国の気候情報の高度化に向けた取組と人材育成に協力しました。

また、VLBI（超長基線電波干渉法）やGPSを

用いた国際観測、験潮、絶対重力観測、国際GNSS事業（IGS）への参画等により、地球規模の地殻変動等の観測・研究を推進しています。

さらに、東アジア地域における**残留性有機汚染物質（POPs）**の汚染実態把握のための環境モニタリングが円滑に実施できるよう、東アジアPOPsモニタリングワークショップを開催しました。

(2) 国際的な各主体間のネットワーキングの充実・強化

APNの枠組みを活用し、アジア太平洋地域における特に開発途上国の地球変動研究の推進を積極的に支援しました。**APN**では、神戸市内に開設した**APN**センターを中核として、気候変動や生物多様性に関する国際共同研究などを支援し、地域内諸国の研究者及び政策決定者の能力向上に大きく貢献しました。また、開発途上国の地球温暖化に関する科学的能力の強化を図るために、ヨハネスブルグ・サミットにおけるパートナーシップ・イニシアティブのひとつとして提唱した「**持続可能な開発に向けた開発途上国の研究能力開発・向上プログラム（CAPaBLE）**」として、地球温暖化の影響及び緩和策に関する先導的研究や、**温室効果ガス**の測定手法等に係る開発途上国の研究者の能力向上の支援等を推進しました。

また、地球環境の現状を把握するための地球全陸域の地理情報を整備する「**地球地図プロジェクト**」を関係国際機関等と連携して主導しました。本プロジェクトには160ヶ国・16地域が参加しており、44か国・2地域分のデータが公開されています。

さらに、アジア太平洋地域の持続可能な開発のための政策決定を支援するため、「**アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト（APEIS）**」を推進しました。本プロジェクトでは、**APFED-II（アジア太平洋環境開発フォーラム第2ステージ）**の下で引き続き研究活動を行いました。

3 国際協力の実施等に当たっての環境配慮

ODA 及び輸出信用等における環境配慮

JICAは、引き続き「JICA 環境社会配慮ガイドライン」に基づき事業を実施しました。国際協力銀行（JBIC）は、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」及び「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」に基づいて円借款事業と輸出信用等を実施しました。

輸出信用機関である日本貿易保険（NEXI）は、「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」及び「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン異議申立手続等について」という手続要綱に基づき事業を実施しました。

無償資金協力については、「無償資金協力審査ガイドライン」に基づき実施しました。